

上尾市教育振興基本計画

【平成 23 年度～27 年度】

夢・感動教育 あげお



平成 23 年 3 月

上尾市教育委員会

「夢・感動教育 あげお」の実現を目指して



急速に進む少子高齢化、国際化や情報化の発展、さらにはライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄など子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化していく中で、教育に対するニーズは多様化し、教育に寄せられる期待は切実であると感じております。

こうした中、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえたうえで、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、新たに達成すべき教育の目標を掲げることが示されました。

上尾市教育振興基本計画は、この教育基本法に基づき、また、「第5次上尾市総合計画」に示す上尾市の将来都市像「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を実現するための教育分野における計画として策定いたしました。平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間として「夢・感動教育 あげお」の実現に向け上尾の教育の基本目標と施策を体系化したものです。本計画では、上尾市の実情に応じた様々な取り組みを計画的かつ効果的に実施するとともに、将来に向けての教育のあり方を明確にしました。

上尾市では、「夢・感動教育 あげお」の基本理念の下、「生きる力をはぐくむ」「生きる喜びをはぐくむ」「絆をはぐくむ」を基本方針に掲げ、大きな夢を抱き、さまざまな体験を通じて笑顔と感動を市民の皆様に送ることができるような教育施策を実施してまいります。

学校教育におきましては、創意工夫を生かして子どもたちの確かな学力を育成し、社会や環境の変化に対応できる自立する力を育成します。また、他者を思いやる気持ちや感謝する心を育むとともに体力の向上を図り、豊かな心と健やかな体の育成を進めます。さらには、安心・安全で質の高い学校教育や学校・家庭・地域の連携を推進し、教育力の向上を図ります。

生涯学習におきましては、自己啓発や生活の充実のための学びの環境の整備や文化芸術活動を支援し、生涯にわたる自己実現をサポートするとともに、貴重な文化財の保護に取り組みます。

生涯スポーツにおきましては、市民の皆様にはスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供し、心身ともに健康で活力に満ちた生活が営めますように努めます。

結びに、市民の皆様が「夢」と「感動」を持ち続け、子どもたちの未来が輝く上尾市を目指し、教育行政を推進してまいります。

平成23年3月

上尾市教育委員会教育長 **岡野 栄二**

○上尾市民憲章（昭和 63 年 7 月 15 日制定）

私たち上尾市民は、武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、人間性あふれた明るく住みよいまちをきずくため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 1 ふれあいを大切にし、あたたかい上尾をつくります。
- 1 体をきたえ、活気ある上尾をつくります。
- 1 きまりを守り、美しい上尾をつくります。
- 1 仕事にはげみ、豊かな上尾をつくります。
- 1 教育・文化を高め、国際感覚を養い、未来をひらく上尾をつくります。

○上尾市スポーツ都市宣言（昭和 51 年 5 月 2 日宣言）

緑豊かな美しい自然、明るく健康的で人間性豊かなまちは私たちみんなの願いです。

私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育くみ、創造的で人間性あふれる上尾市を築くため、ここにスポーツ都市の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくりましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを生活にとりいれ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。

○上尾市非核平和都市宣言（昭和 60 年 8 月 15 日宣言）

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えない。

わが国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

われわれは、生命の尊厳を深く認識し、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍備縮小を求めるものである。

よって、被爆 40 周年に際し、上尾市は戦争のない、住みよいあすの世界を願い、ここに「非核平和都市」の宣言をする。

○上尾市人権尊重都市宣言（平成 7 年 10 月 3 日宣言）

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

○上尾市子ども憲章（平成 15 年 10 月 1 日制定）

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

第1章 総論

- 1 はじめに
 - (1) 計画策定の趣旨
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画の期間
- 2 教育を取り巻く社会の動向
- 3 上尾市における教育の課題
- 4 上尾市における教育の基本的な考え方
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
 - (3) 基本目標

第1章 総論

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

近年、急速に進む社会の少子高齢化、ICT（情報通信技術）の発達などに見られる高度情報化、さらには社会・経済のグローバル化、環境問題の深刻化などにより社会全体が大きく変化し、また地域では、地域コミュニティの希薄化が進行しています。

一方、教育分野においては、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動、さらには、社会全体における規範意識や倫理観の低下など、解決すべき多くの課題が指摘されています。

こうした中、平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念とともに、新たに達成すべき教育の目標を掲げるなど新しい時代の教育の理念が明確に示されました。

この改正教育基本法に基づき、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定し、また、地方公共団体においては、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

上尾市教育委員会では、これまでも「第4次上尾市総合計画」に基づく総合的かつ計画的なまちづくりを進める中で、教育行政に関する施策を展開してきましたが、改正教育基本法の趣旨に鑑み、また、「第5次上尾市総合計画」を踏まえながら、市の教育が目指す理念としては、おおむね10年先を見通し、教育行政に関して中長期的視点から今後5年間に取り組むべき施策の体系をより明確にし、それらをさらに着実に推進していくために、改正教育基本法に基づく教育振興の施策に関する基本的な計画として、本計画を定めるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画（平成20年度から平成24年度）及び平成21年2月に策定された埼玉県教育振興基本計画（平成21年度から平成25年度）を参考にし、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

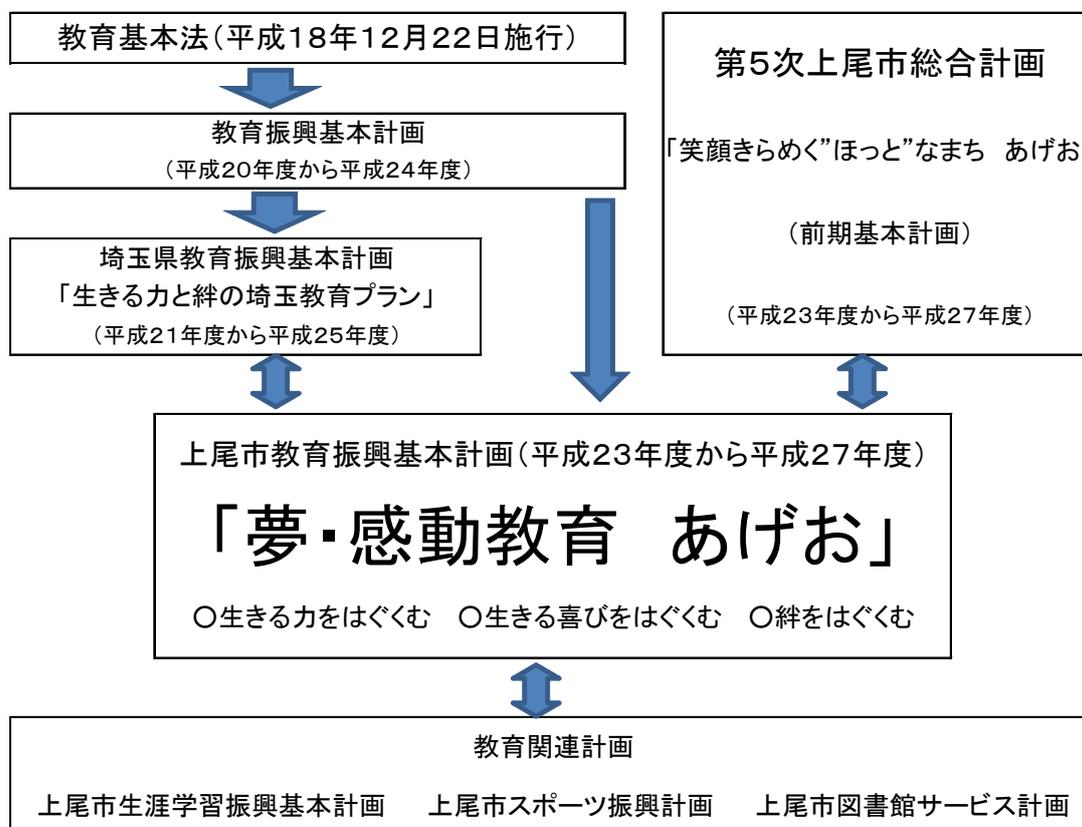
また、本計画は「第5次上尾市総合計画」に示す上尾市の将来都市像「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を実現するための教育分野における計画であり、本市の教育関連計画においては、最上位に位置付けられます。

上尾市教育委員会は、これに基づき年度ごとに重点施策を策定し、事業に取り組みます。

(3) 計画の期間

本計画は、平成23年度を初年度とする平成27年度までの5年間の計画とします。

<計画の位置付け>



2 教育を取り巻く社会の動向

教育を取り巻く社会環境は、時代とともに大きく変貌を続けていますが、国や県の教育振興基本計画などを参考にすると、主な動向として次のようなものがあります。

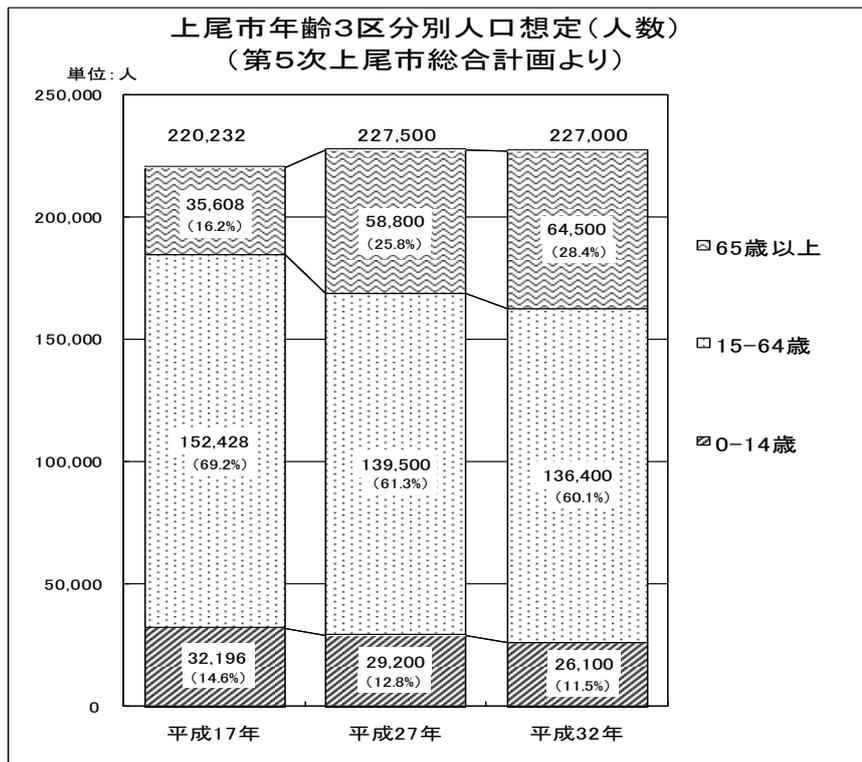
◆少子高齢化と人口減少社会

我が国においては、世界に例を見ない速さで少子高齢化が進展しており、それに伴い全国の人口は、平成17年には前年比で減少に転じており、県でも数年内に人口減少に転じることが予想されています。

このような中「第5次上尾市総合計画」においても、0歳から14歳以下の総人口に占める割合は、平成17年には14.6%であったものが、平成27年には12.8%、平成32年には11.5%にまで減少する一方、65歳以上の割合は、平成17年の16.2%から平成27年には25.8%、平成32年には28.4%にまで増加することが想定されています。

また、本市の現在の人口については、勢いは緩やかになったものの、依然として増加していますが、平成27年前後をピークに減少に転ずることが予想されています。

このように、本市においても少子高齢化が今後も進み、さらに人口減少の到来が予想される中、世代や性別を問わず、すべての人が生涯にわたって様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮することが求められています。



◆高度情報化

広範な分野で技術革新が進展する中、ICTの普及と発達が飛躍的に進み、社会の情報化が急展開し、経済の仕組みや社会活動のスタイルが大きく変化しています。

また、ICTの活用により、情報・知識の共有化をはじめ、人々のコミュニケーションの活発化などが期待される一方で、これらを利用した犯罪が多発するなど、新たな問題が発生しています。

これからの社会を支える人材の育成が必要であるとともに、情報セキュリティや情報モラルの確保などの対応が必要となっています。

◆グローバル化

社会・経済のグローバル化に伴い、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を育成し、異文化との相互交流・相互理解を深め、共生することが求められています。

また、外国籍の市民に対しては、子どもたちの就学支援をはじめとする幅広い分野での対応が必要となっています。

◆地球環境・資源問題の深刻化

地球環境保全への意識が高まる中、地球規模での持続可能な社会の構築を目指した取組が求められています。

また、食糧・エネルギー問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化しています。

本市においても、「上尾市環境基本計画」の中で、環境への負荷を最低限に抑え、美しい地球と安全で快適な環境を将来へ引き継いでいくことが、今実践しなければならない大切なことであるとしているところであり、そのための具体的な取組が必要となっています。

◆地方分権の進展

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行されて以来、国と地方との関係は対等・協力の関係になり、地方には自立的向上、自律的な運営体制づくりが求められています。

今後、地方分権がさらに進むことが見込まれる中で、これからの時代の地域を支え、活性化させるのは、その地域の人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは「人づくり」です。

このため、教育分野においては、より現場に近い地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じた教育を計画・実施し、教育の質を高める取組に主体性を発

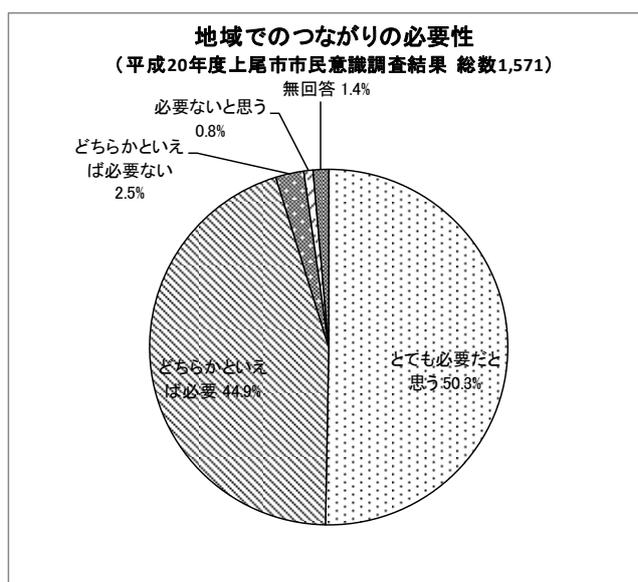
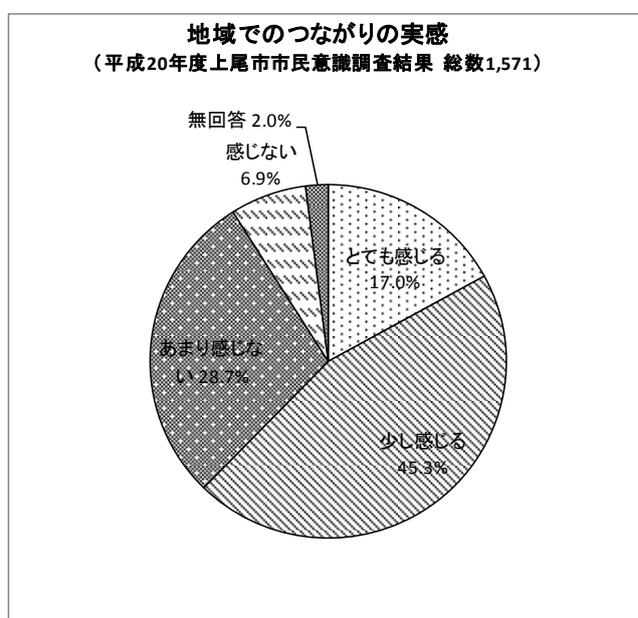
揮することが求められています。

◆地域コミュニティの希薄化

地域との結び付きや人間関係の希薄化など、市民を取り巻く生活環境は大きく変化してきています。

一方で、市民意識調査によると、地域でのつながりについては95%を超える人がその必要性を認識しています。

社会全体で教育に取り組むために、社会における人と人とのつながりを重視し、コミュニティを再構築していくことが必要となっています。



3 上尾市における教育の課題

教育を取り巻く社会の動向を背景に、本市における教育の課題は、次に掲げる7つに大きく整理することができます。

◆確かな学力と自立する力について

本市では、他市に先駆け小学校1・2年生及び中学校1年生を対象に30人程度学級を導入し、きめ細かな教育に取り組んできました。

本市児童生徒の全国学力・学習状況調査、埼玉県学習状況調査及び上尾市立小・中学校学力調査などの結果は、一部に課題は見られるものの、全体的には全国や県の標準値を上回っています。

今後も、子どもたち一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着のために、家庭との連携を図りながら、成果と課題を明確化・共有化し、指導方法の工夫・改善を進める必要があります。

特に、子どもたちを取り巻く社会や環境が激変する中、そうした変化に主体的に対応し、21世紀を生き抜く力を育成する必要があります。

一方、子どもたちが、将来の生き方について、目的意識を持ち主体的に選択できるようにするために、教育活動全体を通じ、発達段階に応じた進路指導・キャリア教育が求められています。

さらに、ノーマライゼーションの理念に基づいた、一人一人のニーズに応じた適切な支援が求められています。

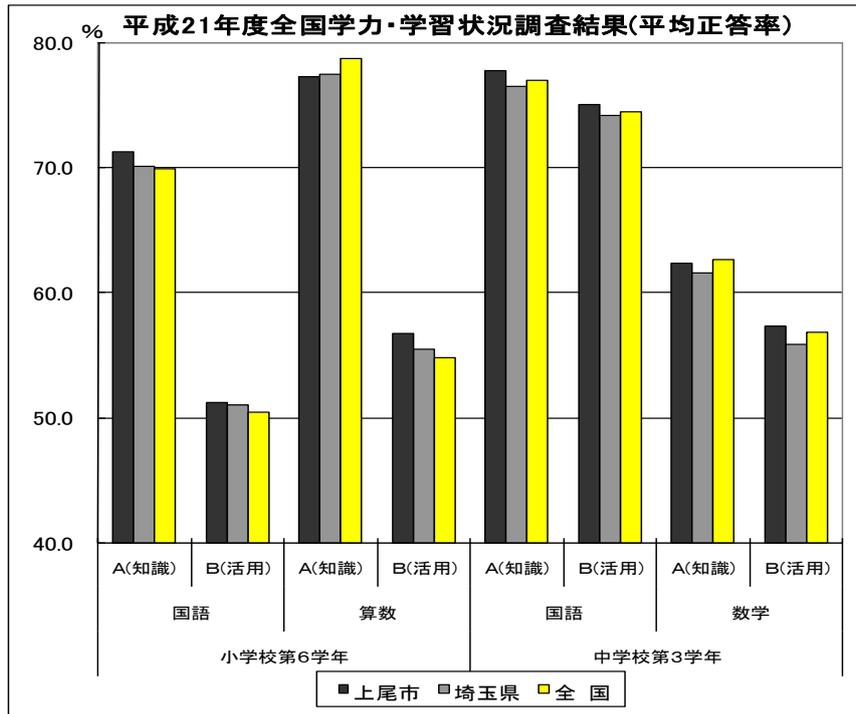
また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものです。このことから幼稚園・保育所などと小学校が連携した幼児教育の推進が求められています。

「生きる力」とは

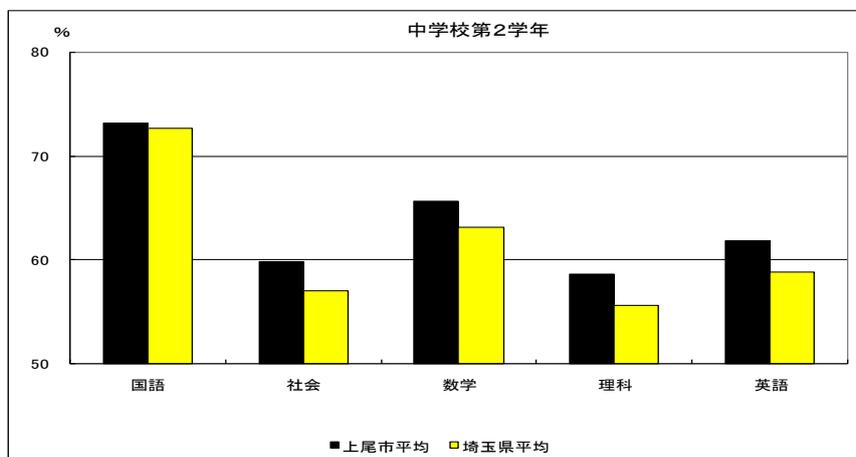
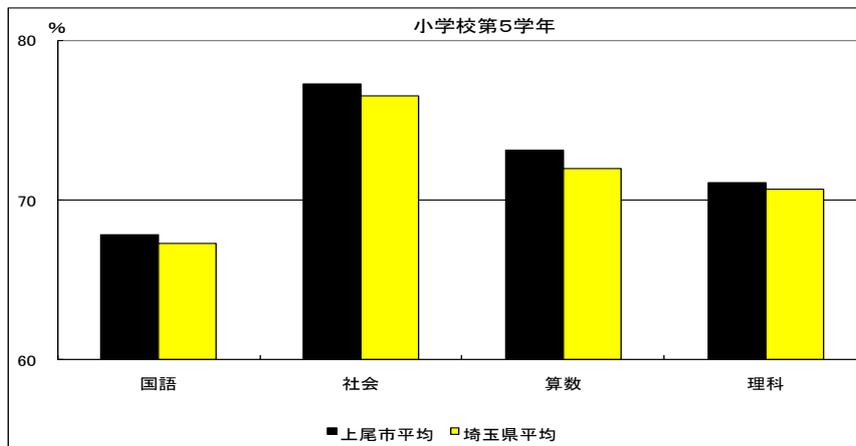
——— 知・徳・体のバランスのとれた力 ———

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

- 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
 - 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
 - たくましく生きるための健康や体力 など
- (文部科学省パンフレット「生きる力・学習指導要領がわかります」より)



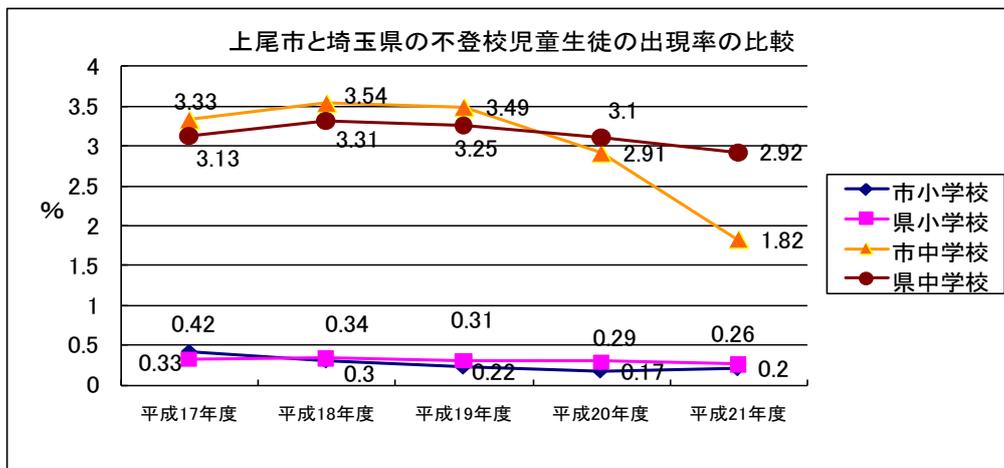
平成22年度埼玉県学習状況調査結果(平均正答率)



◆心身の健康について

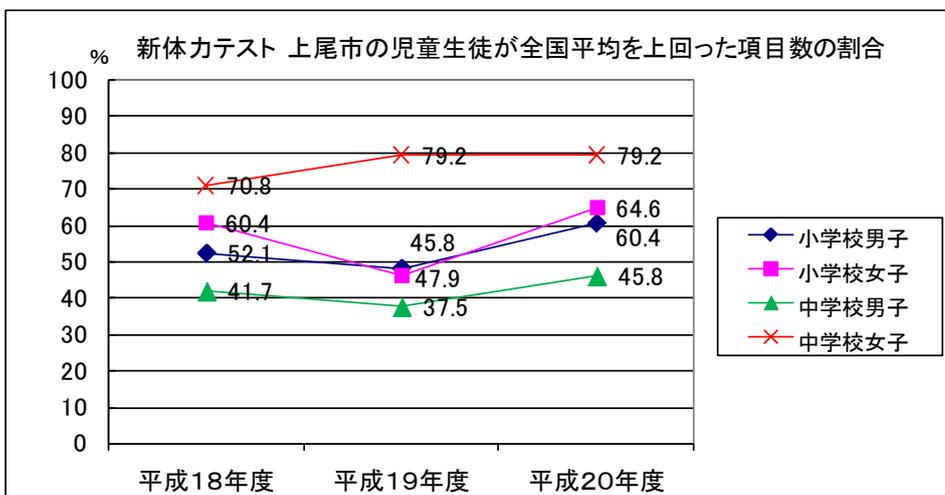
子どもたちの規範意識や人間関係の希薄化が課題となっている中、基本的な生活習慣を身に付けさせ、公共の精神を尊び、一人一人の人権を尊重し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」が求められています。

また、携帯電話やインターネットの利用をきっかけとした「ネットいじめ」などの新たな問題が発生している状況も踏まえ、いじめや不登校の解消、非行・問題行動の防止に向けた取組が必要となっています。



一方、子どもたちの心の健康、アレルギー疾患への対応、生活習慣病や薬物乱用、食生活の乱れなど多様化する健康課題への対応が求められています。

さらに、生活環境の変化に伴い、子どもたちの体力低下傾向が見られ、その改善が課題となっています。



◆教育環境について

教員の大量退職・大量採用時代を迎え、教員の人材育成を確実にを行い、学校の教育力を維持・向上させることが求められています。

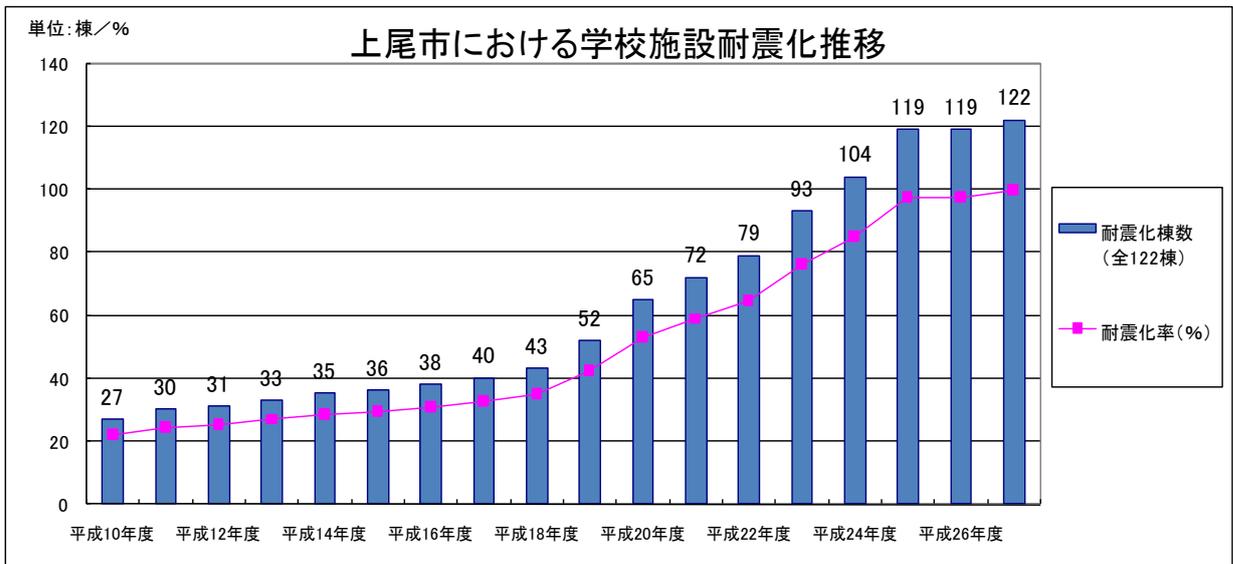
また、学校運営の改善や諸課題を解決するために、質の高い学校評価の実施・公表、校内の組織力の強化、関係機関との連携などが必要です。

さらに、社会の情報化など時代の変化に伴う様々な教育課題に対応するため、学校におけるICTなどの教育環境を整備・充実するとともに、学校教育を直接担う教職員の資質・能力の向上を図ることが必要です。

一方、学校施設の耐震化など、子どもたちを災害・事故・犯罪から守るため、防災・防犯対策の着実な推進・充実による安心・安全な学校づくりが必要となっています。

このほか、地域の実態に応じた学校規模の適正化を図り、地域の特性を生かした教育活動を展開することが課題となっています。

また、経済的理由により就学が困難な家庭に対しては、その負担を軽減するための支援を行うことが求められています。



◆家庭や地域の教育について

地域コミュニティの希薄化などにより、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。

本市では、学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織である学校応援団がすべての学校で組織され、「地域の子どもは地域で育てる」取組を推進しています。

未来を担う子どもたちの健全育成のために、社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校・家庭・地域が一体となって教育を推進する必要があります。

そのためには、学校応援団やPTA活動などに対する支援を行う必要があります。

また、子どもの教育について第一義的な責任を負う「家庭教育」の重要性を再認識し、保護者の自主性を尊重しつつ、学習機会や情報の提供などの支援を行う必要があります。

◆生涯学習について

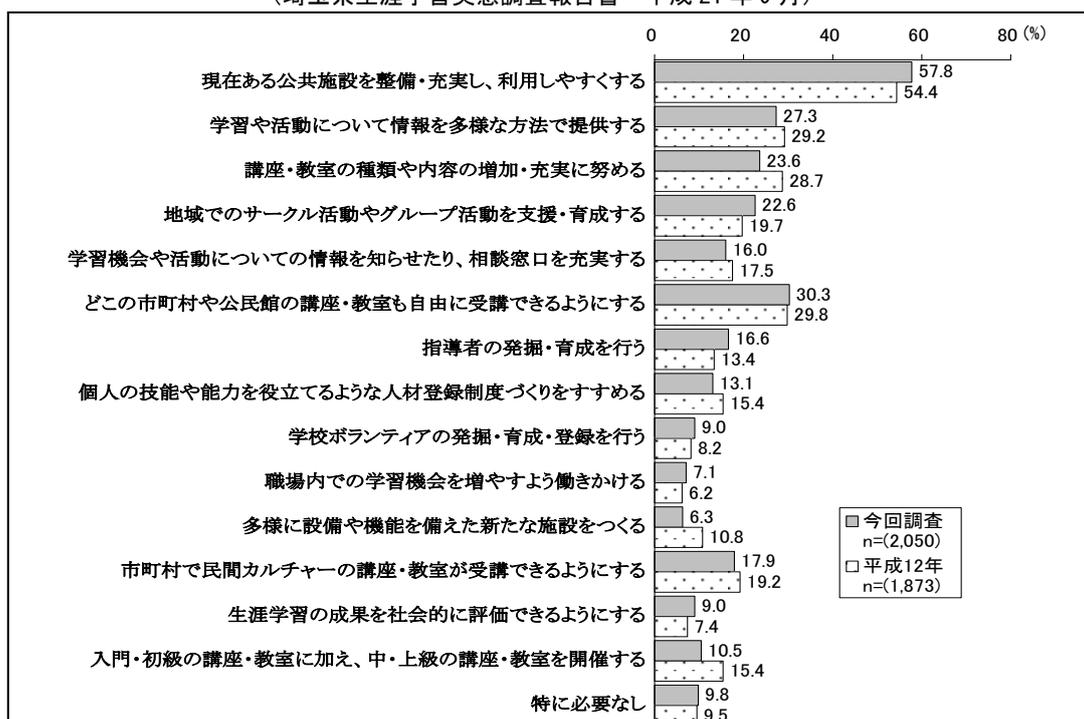
「上尾市生涯学習振興基本計画」を策定し、市民の生涯学習活動を支援していくため、推進体制の整備や学習機会の提供、公民館の整備などについての施策を推進しています。

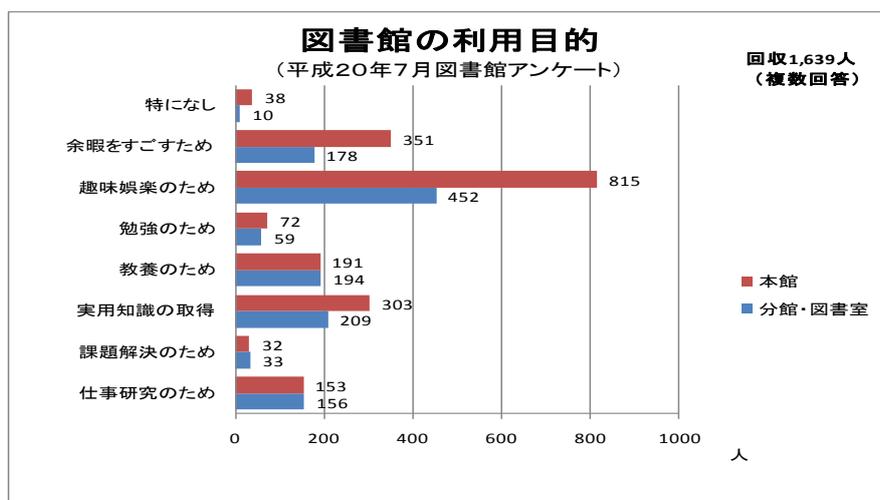
市内にある6館の公民館を生涯学習を実践する中心的な教育機関として位置付け、市民の生涯学習活動の場として、あるいは生涯学習情報の提供の場として運営しています。今後は、公民館活動や提供する情報を充実し、さらに学んだ成果の活用を図ることが必要です。

また、図書館では「上尾市図書館サービス計画」に基づいて、多様化する市民ニーズに応えるサービスを行うとともに、地域を支える情報拠点としての役割も求められています。

生涯学習を進めていくために必要なこと（複数回答）

（埼玉県生涯学習実態調査報告書 平成21年9月）





◆文化の創造と文化財保護について

文化芸術については、自主的かつ主体的に、地域特性に応じた施策が求められており、市民と協働して、地域の文化芸術活動への支援を行う必要があります。

また、新たな文化芸術分野の創造を含めた支援の展開も必要です。

文化財保護については、文化財の指定や登録を進め、文化財の保存・活用を進めていく必要があります。特に埋蔵文化財の調査体制の維持・充実や、無形民俗文化財の継承、市の所有する文化財の保存・活用が課題となっています。

このほか、歴史資料の調査で収集した資料の整理や活用が求められています。

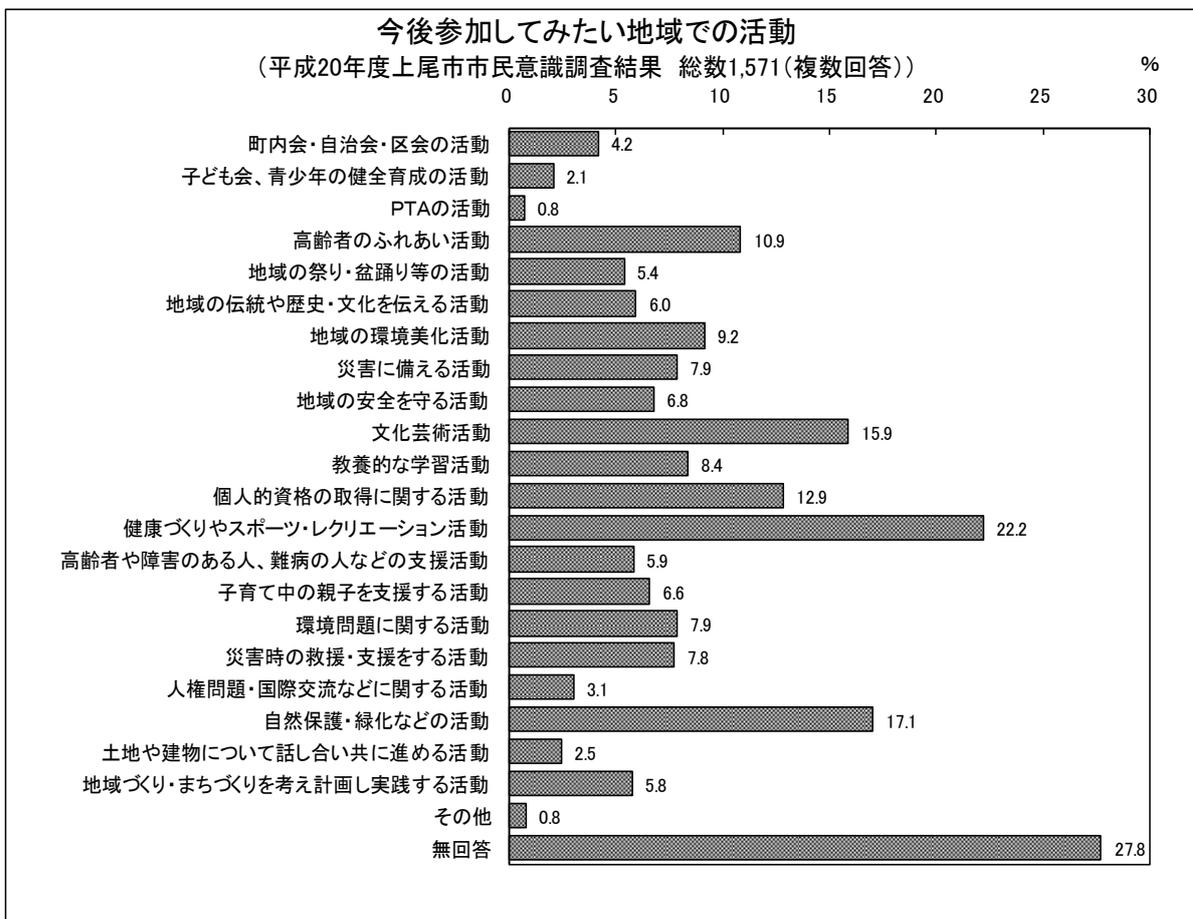
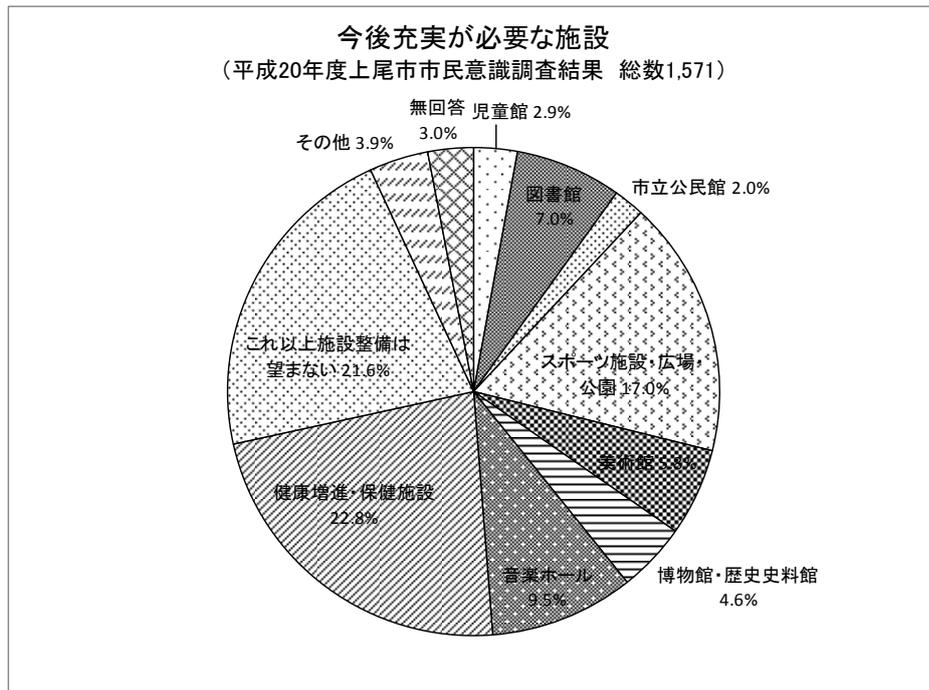
◆スポーツ・レクリエーション活動について

余暇時間の増大などによるライフスタイルの変化に伴い、老若男女を問わず、健康・体力づくりに対する関心とともに、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動や広範なスポーツイベントへの市民の参加要求はますます高まっています。

市民意識調査によると、今後充実が必要な施設として、「健康増進・保健施設」や「スポーツ施設・広場・公園」が上位となっています。

また、今後参加してみたい活動としては、「健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動」が最も多い回答となりました。

上尾市スポーツ都市宣言の趣旨を踏まえ、市民一人一人が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供とともに、これらスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者の育成など、地域に根差した生涯スポーツの推進体制を確立していくことが求められています。



4 上尾市における教育の基本的考え方

(1) 基本理念

上尾市教育振興基本計画では、本市の教育について、おおむね10年先を見通した基本理念を「夢・感動教育 あげお」とします。

「夢・感動教育 あげお」

夢 知・徳・体の調和がとれ、夢や目標・志を持って自己実現を目指す、変化の時代をたくましく生き抜く自立した人間を育成する教育を実践します。

感動 人と人とのつながりや学校・家庭・地域のつながりの輪を広げ、一体となつて、共に生きることの素晴らしさ、尊さを享受し、感動する心を大切にする教育を実践します。

(2) 基本方針

基本理念を踏まえて、施策を実施していくにあたっては、次の3つの基本方針で取り組みます。

◆生きる力をはぐくむ

新しい学習指導要領が、小学校では平成23年度から、また、中学校では平成24年度から全面実施されます。この中においても、子どもたちの「生きる力」をはぐくむという理念が引き継がれています。

子どもたちを取り巻く社会や環境が激変する時代にあっては、個性を尊重するとともに能力を伸ばし、知・徳・体の調和を図りつつ、公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心などを尊ぶ社会の一員として、たくましく自立するための生きる力をはぐくむことが重要です。

◆生きる喜びをはぐくむ

多くの市民が、自己の充実・啓発や生活の質向上のため、スポーツや文化芸術活動など多様な学習機会を求めています。

市民一人一人が、いつでも、どこでも学べる環境を整え、誰もが生涯にわたって自己実現が可能な社会、笑顔いっぱいの社会の実現を目指し、生きる喜びをはぐくむことが重要です。

◆絆をはぐくむ

今日の様々な教育課題を解決するためには、学校や家庭、地域住民、行政はもとより、企業や大学、関係団体やNPOなど社会全体が連携・協働して一体となって取り組むことが必要です。

また、社会全体で連携・協働して教育に取り組むことは、地域学習や体験活動の充実など教育の質を向上させることにもつながります。

教育の振興を図り、郷土愛に満ちた次世代の人づくりやより良い社会づくりのためには、市民一人一人が教育に対する関心を高め、主体的に教育に参画し、すべての市民の絆をはぐくむことが重要です。

(3) 基本目標

本計画の基本理念及び基本方針を踏まえて、今後5年間（平成23年度～平成27年度）に取り組む教育行政の7つの基本目標を示します。

I 確かな学力と自立する力の育成

創意工夫を生かして子どもたちの確かな学力を育成するとともに、社会や環境の変化に主体的に対応できる自立する力を育成します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心など子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、いじめや不登校、非行・問題行動の防止などの課題に取り組みます。

また、健康の保持・増進や体力向上などにより、健やかな体を育成します。

III 安心・安全で質の高い学校教育の推進

子どもたちの教育環境を整備・充実するとともに、教職員の資質向上を図り、質の高い学校教育を推進します。

また、子どもたちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

IV 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校応援団など、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

V 生涯にわたる豊かな学びのサポート

自己啓発や生活の充実のための学びの環境を整え、生涯にわたる自己実現をサポートします。

VI 文化芸術の創造と文化財の保護

多様な文化芸術活動を支援するとともに、貴重な文化財の保存・活用に取り組めます。

VII 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたり心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むため、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供に取り組めます。

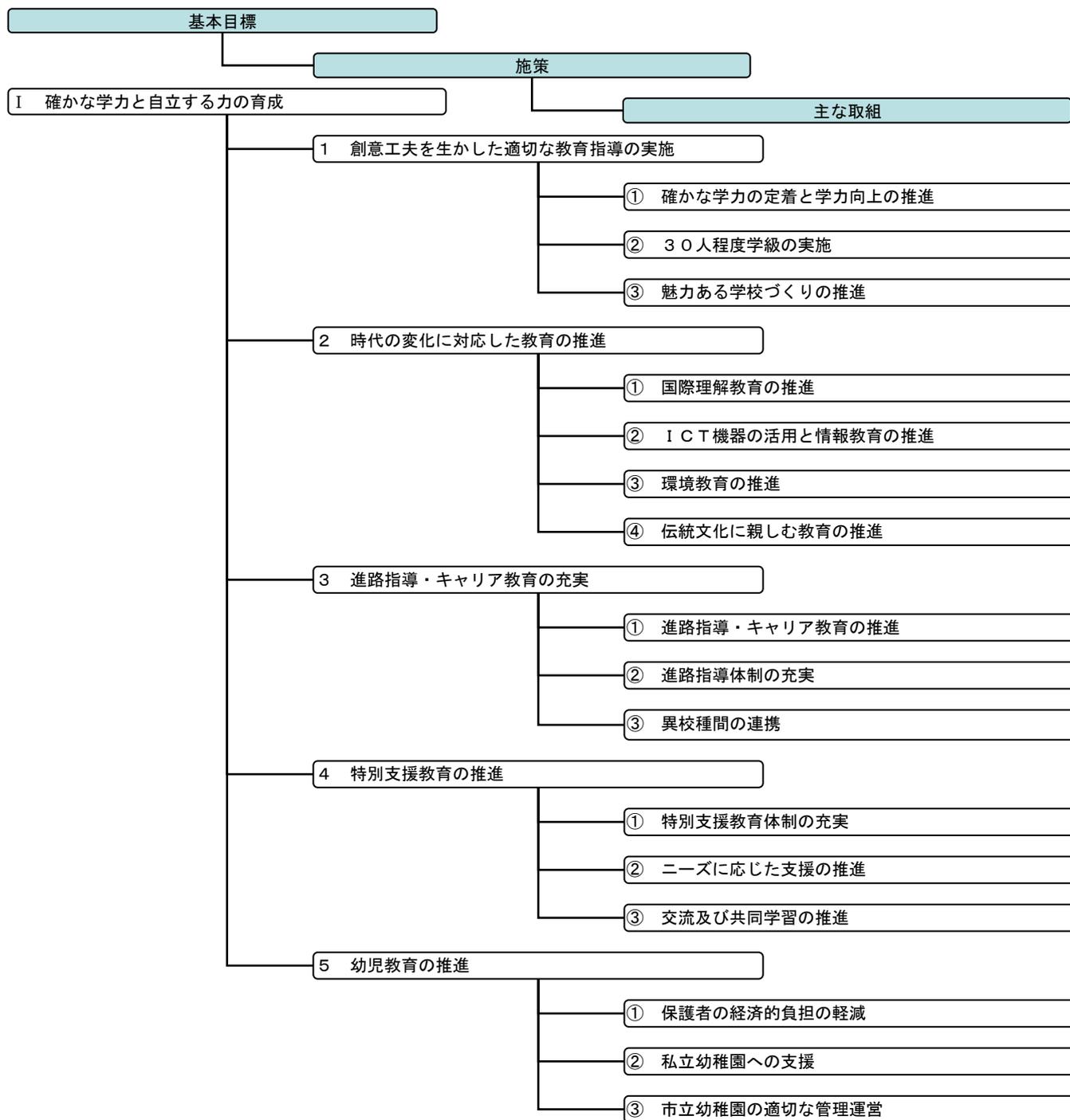
第2章 施策の展開

施策体系

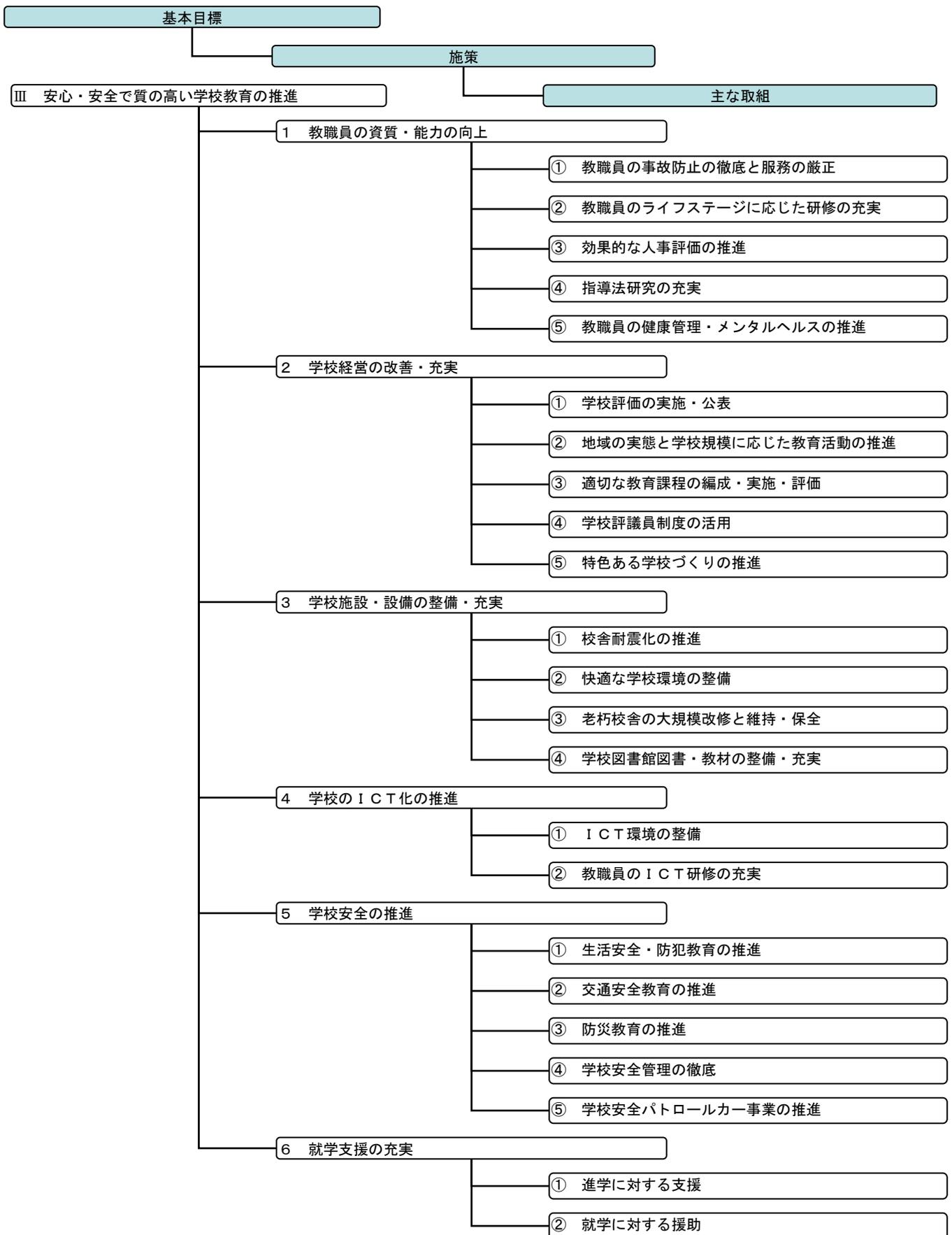
- 基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成
- 基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成
- 基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進
- 基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上
- 基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート
- 基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護
- 基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

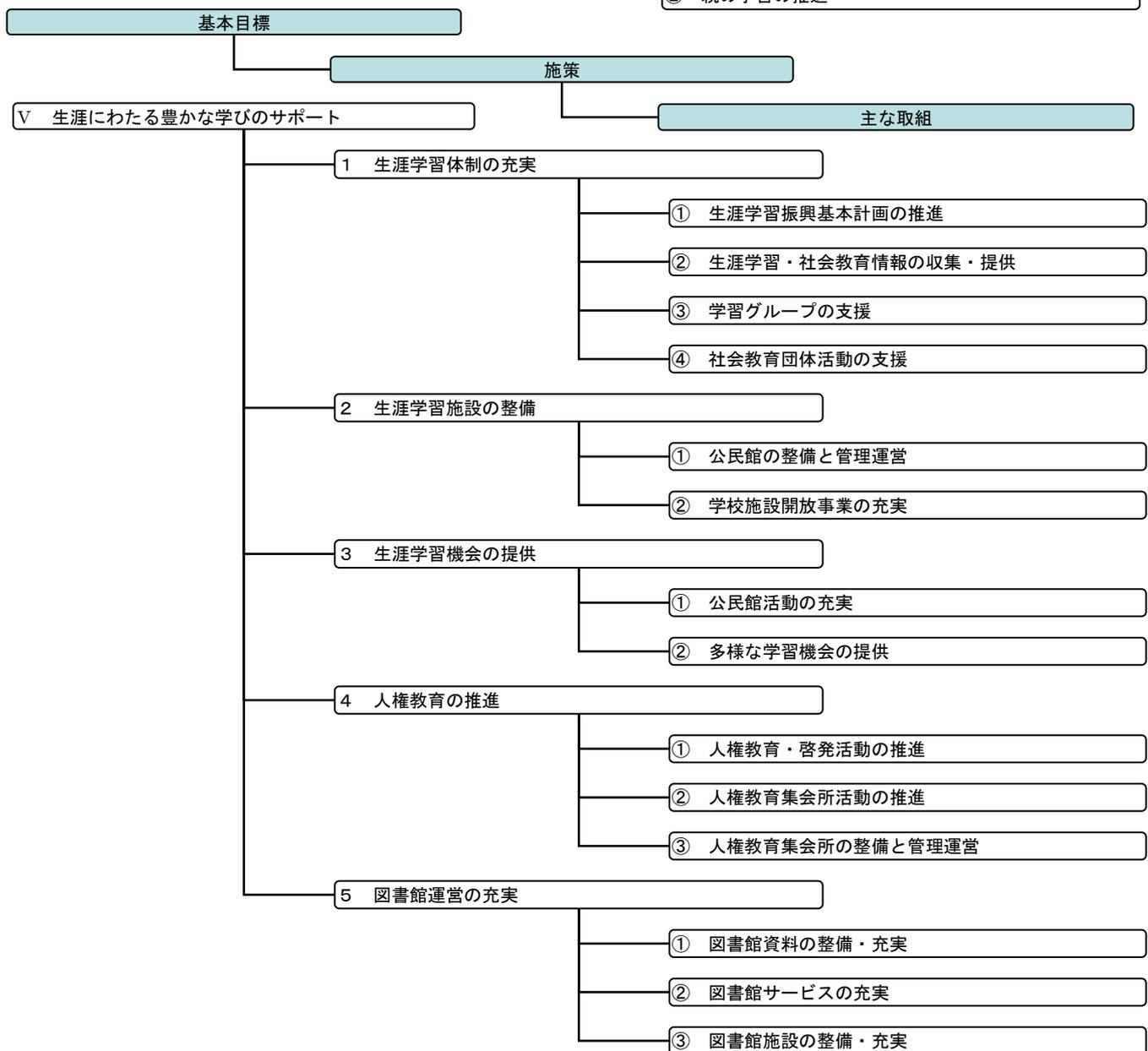
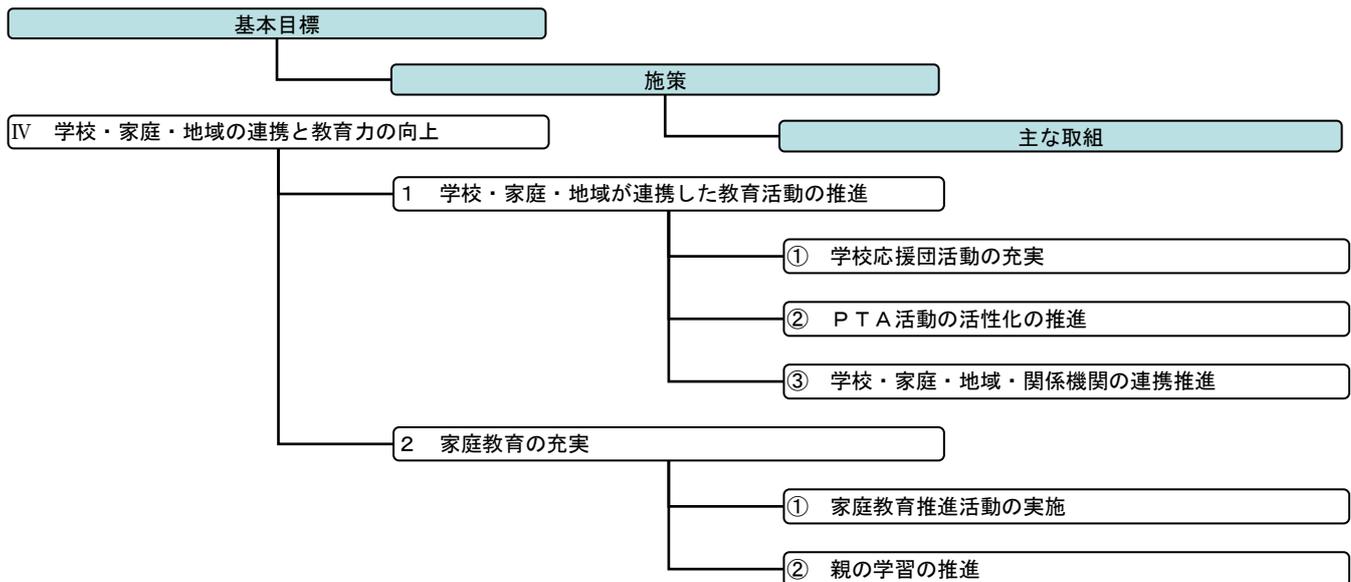
第2章 施策の展開

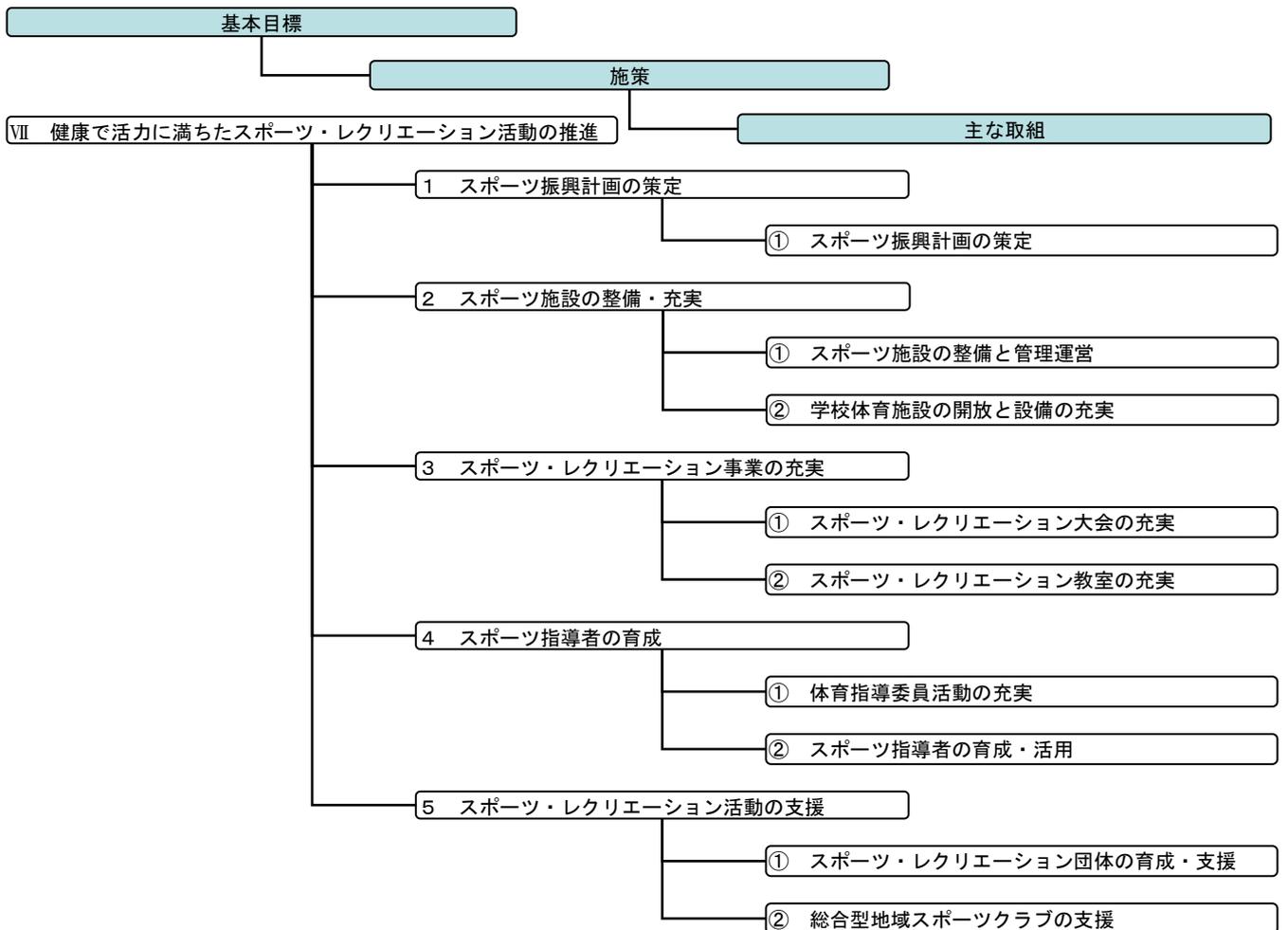
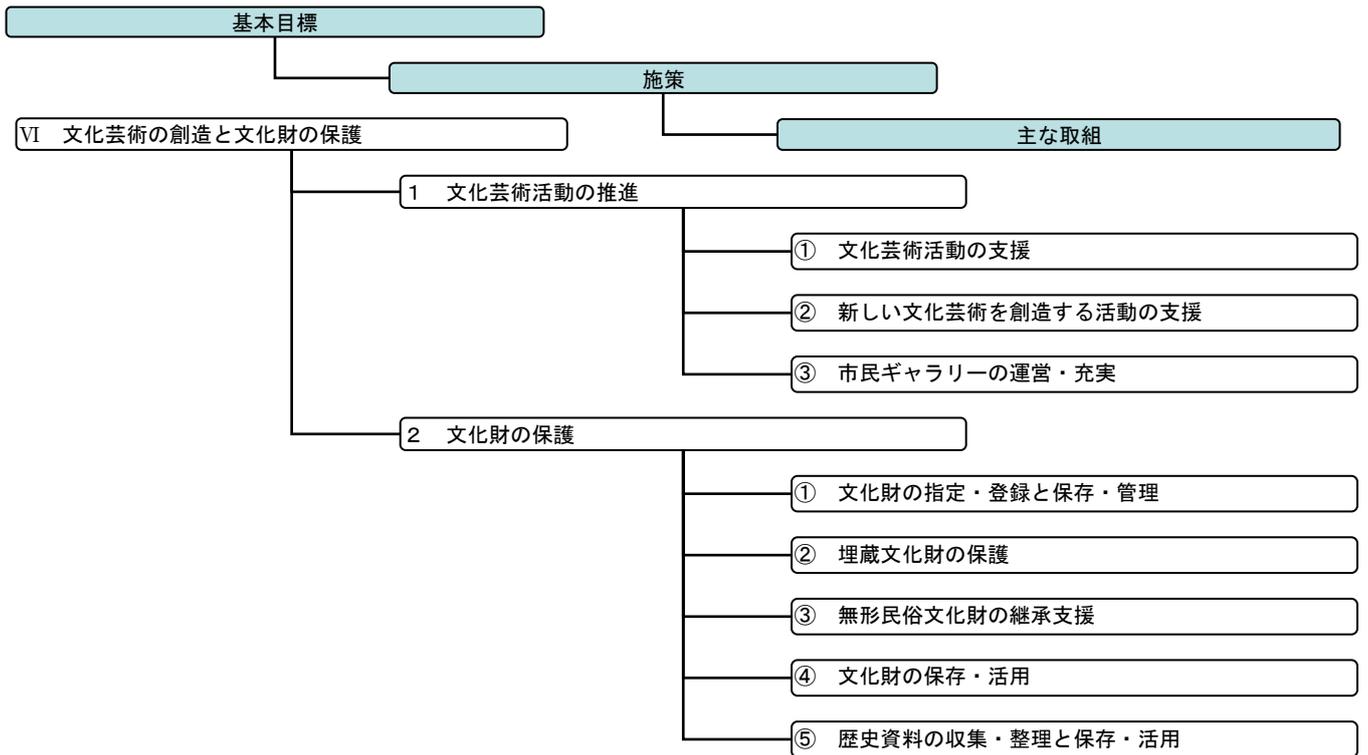
施策体系











基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

創意工夫を生かして子どもたちの確かな学力を育成するとともに、社会や環境の変化に主体的に対応できる自立する力を育成します。

施策1 創意工夫を生かした適切な教育指導の実施

施策2 時代の変化に対応した教育の推進

施策3 進路指導・キャリア教育の充実

施策4 特別支援教育の推進

施策5 幼児教育の推進



基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

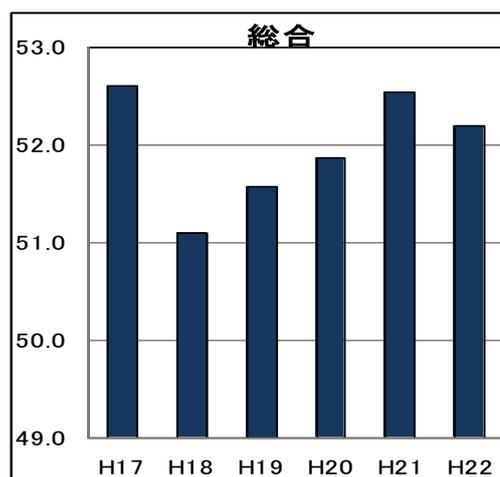
施策1 創意工夫を生かした適切な教育指導の実施

現状（課題）

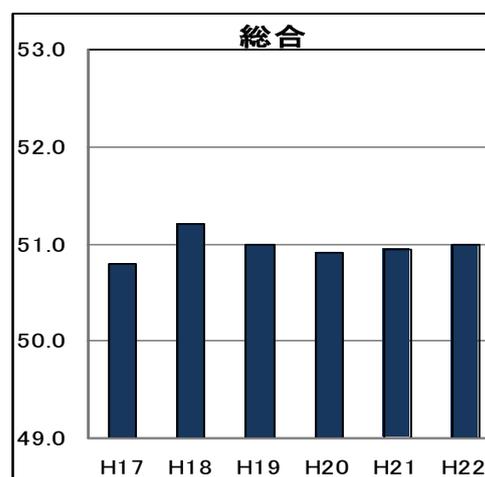
- ◆ 現在、市では児童生徒一人一人に知・徳・体の基礎・基本の確実な定着を図るため、「教育に関する3つの達成目標」などの取組を推進しています。
また、児童生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、各学校が児童生徒の学習内容の定着状況を把握して成果と課題を明らかにし、改善計画を立て、学力向上に向け計画的に取り組むことが重要です。
- ◆ 幼稚園・保育所などから小学校そして中学校へと、学習環境の変化に伴う子どもたちの不適応を解消し、個に応じた指導を推進することが確かな学力の定着には不可欠です。少人数指導やティームティーチングなどきめ細かな指導が求められています。
- ◆ 学校の教育力の向上を目指して、各学校が児童生徒の実態を踏まえ、常に指導方法の工夫・改善を図り、研究・実践を重ねることが重要です。

上尾市立小・中学校学力調査 全国標準を50とした場合の経年比較

《小学校3年生～6年生》
国語と算数を統合した数値



《中学校1年生～3年生》
国語・数学・英語を統合した数値



主な取組

① 確かな学力の定着と学力向上の推進

- 新しい学習指導要領に基づき、児童生徒一人一人に「読む・書く」「計算」を中心として、基礎的・基本的な内容を身に付けさせます。
- 上尾市学力調査結果などにより、各学校が自校の児童生徒の学力や学習の状況を把握し、学校の課題改善に向けた「学力向上プラン」を作成します。

また、そのプランに基づいて指導方法の工夫・改善を図り、児童生徒に確かな学力を身に付けさせます。

② 30人程度学級の実施

- 小学校1・2年生及び中学校1年生を対象に、1クラス30人程度学級を実施し、個に応じたきめ細かな学習指導を展開します。

③ 魅力ある学校づくりの推進

- 市立幼稚園及び小・中学校に計画的に研究委嘱することを通して、各校が創意工夫を生かした教育活動を展開できるよう指導・支援し、魅力ある学校づくりを推進します。
- 研究発表を通し、研究成果などを全ての学校で共有化することにより、市全体の教育水準の向上を図ります。



国語科研究発表（今泉小学校）

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策2 時代の変化に対応した教育の推進

現状（課題）

- ◆ 児童生徒が豊かな国際感覚を身に付けるためには、コミュニケーション能力を高めるとともに、様々な交流体験などを通して、諸外国の文化への理解を深めることが重要です。
- ◆ 社会の急速な情報化に伴い、学校教育においても「教育の情報化」が求められています。具体的には、ICT機器の適切な活用による、よりわかりやすい授業の在り方についての実践研究が課題となっています。

また、児童生徒が情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力の育成を図ることが求められています。
- ◆ 持続可能な循環型社会を実現するためには、次代を担う児童生徒が環境についての理解を深め、環境を大切にすることを心がけることが重要です。
- ◆ 国際社会の一員として、主体性を持って積極的にその役割を果たす日本人を育成するために、わが国や郷土の伝統や文化に関する教育の充実が求められています。

主な取組

① 国際理解教育の推進

- 「生きた英語」を学ぶことができる学習環境を整え、外国語学習の動機付けを図り、コミュニケーション能力の基礎を養うために、教員と外国語指導助手（ALT）とのチームティーチングによる授業を行います。
- 優れた外国語指導助手（ALT）の確保に努めます。
- 外国語指導助手（ALT）と児童生徒との交流を通して、異文化に触れる機会を多くし、外国語活動や国際理解教育の推進に努めます。
- 市立中学校の3年生を対象とした海外派遣研修を、夏季休業を利用しオーストラリアで実施します。

② ICT機器の活用と情報教育の推進

- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などあらゆる授業でICT機器を積極的かつ適切に活用し、児童生徒にとってわかりやすい学習を実現します。
- すべての児童生徒に、情報を収集・選択・活用・発信する能力や、豊かな創造性と応用力をはぐくむとともに、児童生徒が発達の段階に応じた情報モラルを身に付けられるよう情報教育の推進に努めます。

③ 環境教育の推進

- 児童生徒が環境への理解を深め、環境を大切にする心や主体的に環境保全活動を実践する態度を持つことができるよう全教育活動を通して環境教育を推進します。

④ 伝統文化に親しむ教育の推進

- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通して、児童生徒がわが国や郷土の伝統・文化に対する理解を深める学習を推進します。



(左) ALTによる英語の授業
(原市中学校)



(右) 電子黒板による授業
(平方東小学校)



(左) 校舎にゴーヤのつるを這わせた緑のカーテンを整備する生徒 (上尾小学校)

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成
施策3 進路指導・キャリア教育の充実

現状（課題）

- ◆ 児童生徒が社会人・職業人として自立できるようにするためには、一人一人の勤労観や職業観を育成するとともに、社会性や自立心などを育て、自らの生き方を考え、進路を主体的に選択・決定できるようにすることが重要です。児童生徒が職業や勤労及び学校での学習や諸活動に関心を持ち、積極的に関わろうとする意欲を持つよう指導・援助する必要があります。
- ◆ 生徒が主体的に適切な進路を選択できるよう、すべての教育活動を通じて、組織的・系統的な進路指導を充実することが求められています。
また、小・中学校、高等学校及び特別支援学校との連携を図ることも重要です。

主な取組

① 進路指導・キャリア教育の推進

- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 児童生徒が社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。

② 進路指導体制の充実

- 生徒が主体的に適切な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を充実します。
- 生徒一人一人に適切な進路指導を行うために、組織的に対応する指導体制の充実を図ります。

③ 異校種間の連携

- 学校間の連携を深めるために、小・中学校、高等学校及び特別支援学校など異校種間の連絡会などを定期的に実施し、情報交換を通して共通理解を図ります。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策4 特別支援教育の推進

現状（課題）

- ◆ 教育上特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を推進する必要があります。そのためには、学校全体の指導体制を充実するとともに、教員一人一人の資質の向上を図ることが重要です。
- ◆ 障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じて、長期的な視点で乳幼児期から一貫した教育的支援を行うことが重要です。
- ◆ 障害の有無にかかわらず児童生徒と一緒に学ぶ機会を拡大し、ノーマライゼーションの理念に基づいて「心のバリアフリー」をはぐくむ教育を推進していくことが必要です。

主な取組

① 特別支援教育体制の充実

- 各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、教育コーディネーターを中心に教育センターなどとの連携を図りながら、特別支援教育体制を充実します。
- 特別支援教育コーディネーター研修を実施し、教育コーディネーターの資質向上に努めるとともに、各学校における特別支援教育に関する研修の充実を図っていきます。

② ニーズに応じた支援の推進

- 特別の支援を要する児童生徒に対して、保護者や関係機関との連携を図りながら、一人一人の教育的ニーズに応じた支援計画を作成し、計画的な支援を行います。

③ 交流及び共同学習の推進

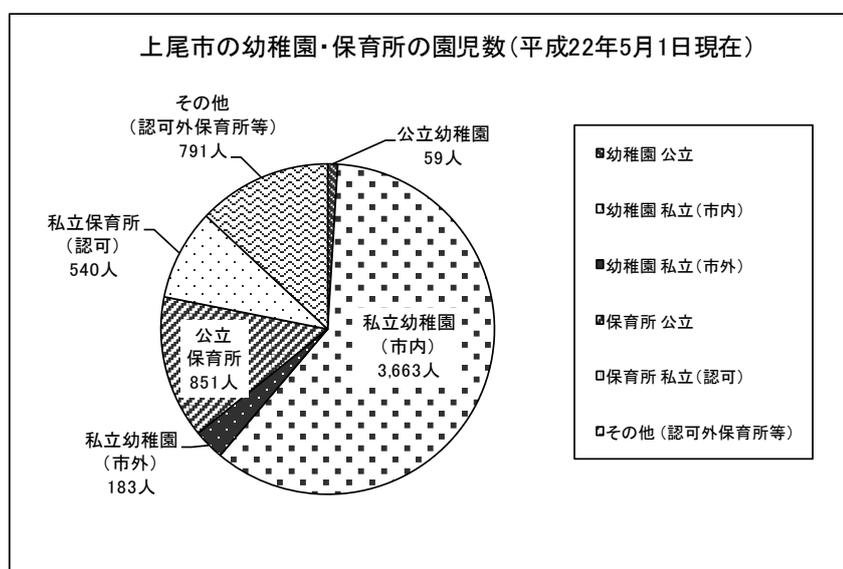
- 就学支援委員会の充実を図るとともに、特別支援学校との支援籍により、障害のある児童生徒とない児童生徒との交流及び共同学習を推進します。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策5 幼児教育の推進

現状（課題）

- ◆ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育は大変重要であり、幼児期における教育機会の確保、教育環境の充実が求められます。そのため幼稚園教育を希望する幼児が教育を受けるための支援を行う必要があります。
- ◆ 本市の幼稚園教育においては、園数の多い私立幼稚園が大きな役割を果たしていることから、引き続き支援していくことが必要です。
- ◆ 市立幼稚園においては、安心・安全な環境を確保するとともに、快適で質の高い教育環境を維持することが重要です。



主な取組

- ① 保護者の経済的負担の軽減
 - 園児の保護者に対して、経済的負担の軽減を図ります。
- ② 私立幼稚園への支援
 - 私立幼稚園に対して、教育委員会が依頼する事務、園児の健康診断及び自動体外式除細動器（AED）の設置に要する経費を補助します。
- ③ 市立幼稚園の適切な管理運営
 - 園児が元気に学び、遊べる安心・安全な環境の確保と管理運営に努めます。
 - 近年の夏の猛暑など環境変化に対応するため、保育室へのエアコン設置を推進します。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心など子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、いじめや不登校、非行・問題行動の防止などの課題に取り組みます。

また、健康の保持・増進や体力向上などにより、健やかな体を育成します。

施策1 豊かな心の育成

施策2 生徒指導の充実

施策3 人権教育の推進

施策4 学校教育相談の充実

施策5 学校保健の充実

施策6 食育の推進・学校給食の充実

施策7 児童生徒の体力向上



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策1 豊かな心の育成

現状（課題）

- ◆ 市では、児童生徒に知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせるために県が取り組んでいる「教育に関する3つの達成目標」を推進し、人間としての生き方を身に付け実践できる児童生徒の育成を目指しています。
豊かな心をはぐくむためには、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることが重要です。
- ◆ 豊かな人間性や社会性をはぐくむためには、集団活動を通して、個性の伸長を図り、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築き、自己の生き方について考えを深め、自己を生かす能力を養うことが重要です。
- ◆ 現在、各学校では総合的な学習の時間や校外行事において、多くの体験活動を計画・実施しています。豊かな心をはぐくむためには、児童生徒が発達段階に応じた様々な体験をすることが重要であり、多様な体験活動の実施が求められています。
- ◆ 児童生徒に確かな学力と豊かな心をはぐくむためには、読書活動は不可欠なものです。読書環境を充実させるとともに読書活動を推進することが重要です。
- ◆ 豊かな心をはぐくみ、勤労の尊さや社会に奉仕する精神を育成するために、地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を充実することが求められます。
- ◆ 幼稚園・保育所における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から、小学校の指導まで一貫した流れが円滑に接続・推進されるよう、幼・保・小のさらなる連携・交流が必要です。

主な取組

① 道徳教育の充実

- 学校における道徳教育を推進するために、道徳教育の全体計画を常に活用し、全教育活動が有機的に関連し合い、意図的、計画的に行われるようにします。
- 道徳教育推進教師を中心に校内の研修体制及び指導体制を充実させ、道徳教育の全体計画の具体化や改善にかかわる共通理解を図ります。
- 教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の人間関係を確立し、基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、モラルなどにかかわる道徳的実践の指導の充実を図り、道徳の時間の指導内容の日常生活における定着を図

ります。

- 道徳の時間の授業を公開したり、授業や地域教材の開発・活用などに保護者や地域住民の参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互に関連した道徳教育の一層の充実を図ります。

② 特別活動・部活動の充実

- 豊かな人間性や社会性をはぐくむために、学級会、児童会・生徒会、学校行事などの特別活動の充実を図ります。
- 児童生徒一人一人の興味や関心、適性、また学校の特色を生かしながら、クラブ活動や部活動の異年齢集団による活動の充実を図り、好ましい人間関係を深めます。

③ 体験活動の充実

- 総合的な学習の時間や校外行事のみならず全教育活動を通じての体験活動を充実します。
- 総合的な学習の時間や校外行事などの教育活動において、積極的に外部指導者の活用を図り、体験活動を推進します。

④ 読書環境の充実と読書活動の推進

- 「上尾市子どもの読書活動推進計画」に基づいて、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で読書活動が行えるよう、学校・図書館と地域が連携し読書環境の充実を図ります。
- 全校に司書教諭を配置するとともに、学校図書館支援員を派遣し、学校図書館の充実と読書活動の推進に取り組みます。
- 長期休業中に学校図書館を開館し、読書活動を推進します。

⑤ ボランティア・福祉教育の充実

- 児童生徒一人一人が進んで社会に奉仕したり、ボランティア活動や福祉体験に参加することができる場の設定を行います。
- ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験を重視します。

⑥ 幼・保・小連携の取組の推進

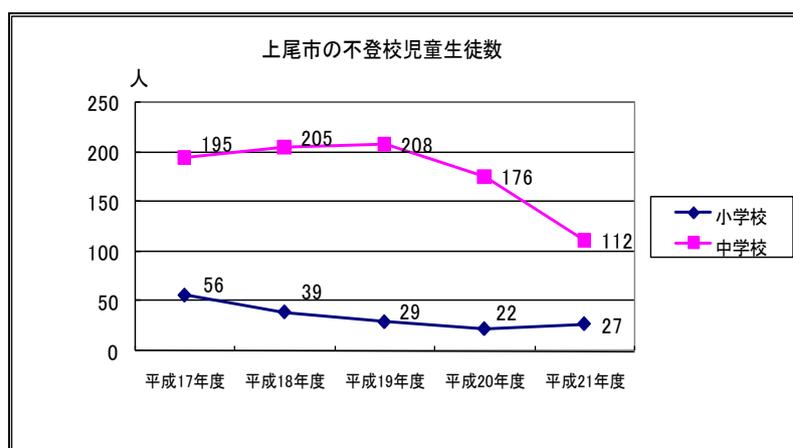
- 各小学校を中心として、幼稚園や保育所との交流活動や就学にあたっての情報交換を充実させます。
また、上尾市幼児教育振興協議会を開催し、幼児教育の振興に関する基本的事項を協議していきます。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策2 生徒指導の充実

現状（課題）

- ◆ 豊かな心をはぐくみ、共感的な人間関係を築くためには、児童生徒一人一人が、成就感や自己存在感を得られ、生きがいのある学校生活を送ることが重要です。
家庭・地域・関係機関が連携を深め、相互に協力し、これらが一体となった生徒指導を推進することが求められています。
- ◆ 児童生徒のいじめ・不登校問題などに適切に対応するため、児童生徒、保護者の相談体制の充実や教員の研修会などを積極的に進める必要があります。
- ◆ 「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」との認識に立ち、いじめ根絶のための取組や、児童生徒への指導が求められています。
- ◆ 非行・問題行動を未然に防止し、児童生徒を健全に育成するため、積極的な生徒指導と、学校・家庭・地域が一体となった取組が求められています。



主な取組

① 生徒指導体制の充実

- 全校的な視野に立ち、学年や学級の枠を超え、教職員が相互に連携して児童生徒一人一人の指導・援助にあたります。
- 家庭・地域、上尾市生徒指導推進協議会、上尾地区学校警察連絡協議会などとの連携を密にし、児童生徒の健全育成に取り組みます。

② 総合的な不登校対策の推進

- 不登校児童生徒の早期発見・早期対応を重点に、きめ細かな支援を行うため、学校と教育センターとの連携を中心に不登校解消を目指します。

③ いじめ・暴力行為防止対策の推進

- 児童生徒に定期的にアンケートや面談を行うなど、児童生徒の実態把握

に努め、いじめや暴力行為の未然防止に取り組みます。

- いじめや暴力行為を絶対に許さないという毅然とした姿勢で児童生徒の指導に取り組みます。
- 教職員が日常的に児童生徒とコミュニケーションを取るとともに、さわやか相談室相談員やさわやかメールなどによる相談体制を充実し、いじめの未然防止に努めます。

④ 非行・問題行動防止対策の推進

- 非行・問題行動の未然防止のため、生徒指導支援員を配置し、積極的な生徒指導に取り組みます。
- 各中学校区生徒指導連絡協議会を中心として、家庭・地域や関係機関と連携して非行・問題行動防止対策に取り組みます。
- アッピー学校パトロール隊を組織し、遊技場などの巡回を行うとともに、児童生徒に積極的に声をかけ、地域が一体となって非行・問題行動防止対策に取り組みます。

第17回あげお子ども議会

せんげん

いじめをなくす宣言

わたし ゆる わたし つよ いし
私たちは、いじめを許しません。私たちは、強い意志をもっていじめを
なくし、だの楽しい学校がっこうをつくることをめざし、あげおし上尾市のすべての小 学 校 児 童
に向けて、ここに「いじめをなくす宣言せんげん」をします。

いじめはしません

いじめによって あいて相手も自分も じぶん心 こころが深く傷つきます。
わたし ひとりひとり一人一人の ゆうき勇気と きょうりょく協 力 でいじめをなくします。
見て見ぬふりは絶対にしません。

いじめは許しません

ゆる
友だちへのからかひやいじめは身みの回りにあります。
わたし あいて相手の きもち気持ちを かんが考えた ことば言葉づかいをします。
また、自分の正しい意思を伝える ゆうき勇気とやさしさもちます。

いじめのない学校をつくりま

がっこう
友だちの良さに気づき、良さから学び、いじめをなくしていきます。
わたし とも私たちは せんせい友だちや先生方との たいせつふれあいを大切に、いじめのない
学校を一日も早くつくっていきます。

平成19年8月10日

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策3 人権教育の推進

現状（課題）

- ◆ 様々な人権問題を全市的な取組によって解決するため、小・中学校において組織的、計画的に人権教育を推進することが重要です。
- ◆ 人権教育の目標を達成するためには、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感覚、すなわち人権感覚を育成することが必要です。
- ◆ 人権意識の高揚と様々な人権問題の解決のため、学校教育における人権教育の推進・充実を目指し、教職員の資質向上を図ることが重要です。
- ◆ 児童生徒の人権意識の高揚を図り、身の回りの様々な人権侵害や差別の問題を正しく理解し、具体的な行動がとれる児童生徒を育成することが重要です。

主な取組

① 人権教育推進体制の充実

- 市全体の人権教育を推進するための小中学校人権教育研究会を充実させます。
- 人権教育担当者による学校における人権教育実践報告会を開催するとともに、人権教育の指導者を育成します。
- 教員用の人権啓発資料「かがやき」を作成・活用し、教職員の資質向上を図ります。

② 人権感覚育成プログラムの普及・活用

- 児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラムを普及させます。
- ファシリテータ養成講座を受講した教員を講師とした研修を実施します。

③ 人権教育研修の充実

- 講義形式の研修だけでなく、演習形式の研修や人権関連施設の視察などを実施し、管理職、人権教育担当教員の研修を充実します。

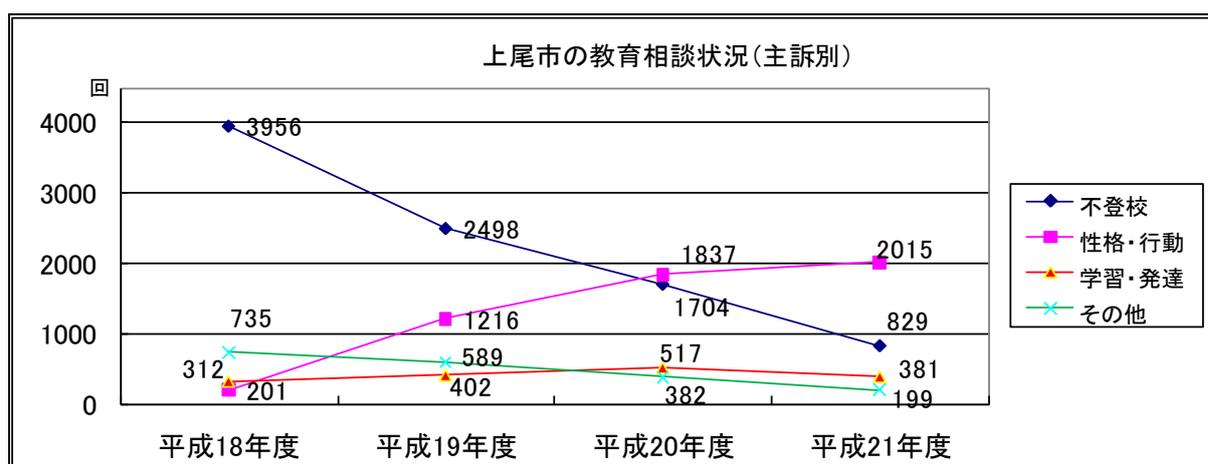
④ 啓発活動の推進

- 児童生徒からの応募により人権作文・標語集の作成を行い、児童生徒の人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図り、意欲や態度を向上させます。

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成
 施策4 学校教育相談の充実

現状（課題）

- ◆ 不登校児童生徒については、個別の相談を通し集団の中で適応できるようにすることが必要です。
- ◆ 不登校児童生徒の学校復帰のためには、児童生徒の人間関係の醸成などの指導・支援を行うことが必要です。
- ◆ 障害のある幼児や児童生徒及び保護者が、障害について深く理解・受容し、適正な進路を判断するための就学相談を充実させる必要があります。
- ◆ 各学校では、不登校・いじめの問題、発達などに課題を抱える児童生徒の対応が課題となっています。一人一人の実態を把握し、個々に応じた支援内容の明確化と適切に対応するための体制づくりが求められています。
 また、医療機関も含めた関係諸機関との連携が必要です。



主な取組

① 教育相談体制の充実

- 学校における適応力の向上を図るため、教育相談体制の充実を図り、個に応じた適切な支援を行います。
- 学校と連携しながら、不登校児童生徒に対して、教育センターにおける個別相談を行います。
- 発達などに課題のある児童生徒については、実態を把握し、適切な支援を行います。

② 学校適応指導教室の充実

- 学校適応指導教室における体験活動や自主学習、交流活動などの充実を

図ります。

③ 就学相談の充実

- 就学相談を実施するとともに、その内容や就学相談報告書をもとに就学支援委員会を開催して、適正な就学先を決定するための支援をします。

④ 学校・教育センターの連携推進

- 不登校対策学校別協議会、教育相談主任会議、さわやか相談室相談員研修会、特別支援教育支援員研修会を実施し、情報を共有し連携した取組を行います。
- 定期的に教育センターによる学校訪問を行い、学校への指導・支援を行います。
- 医療機関など関係機関と連携し、児童生徒、保護者、学校に対して適切な対応を行います。

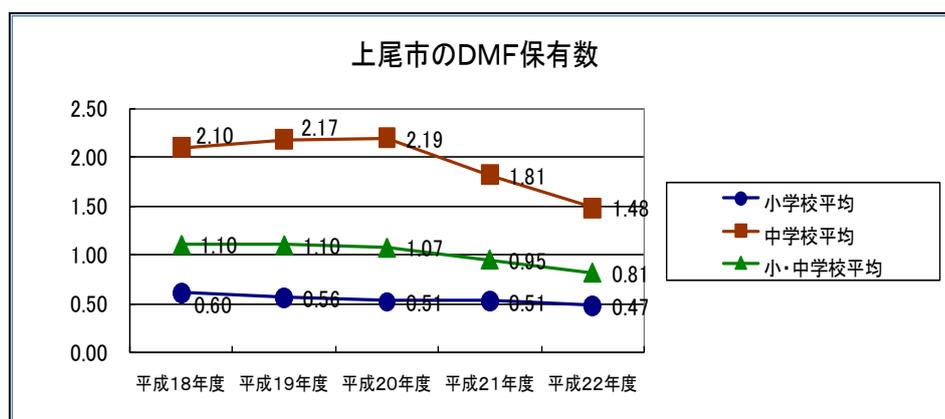


教育相談の風景（教育センター）

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成
 施策5 学校保健の充実

現状（課題）

- ◆ 多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けて、保健教育の推進が求められています。健康の保持・増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理していく思考力・判断力などを育てる必要があります。
- ◆ 日常の健康観察、学校感染症の予防、定期健康診断や学校環境衛生検査の適正な実施と事後措置を通して、児童生徒の健康の保持・増進を図る必要があります。
- ◆ アレルギー疾患、性に関する問題行動、薬物乱用の防止など現代的な健康問題を解決するため、学校内の組織体制の充実が求められています。外部の専門家の協力を得るなど、家庭や地域の関係機関との連携を図ることが重要です。



※DMF保有数について $(D+M+F) / \text{検査人数}$
 過去にむし歯になったことがあるかどうかを数値で表したもので、数値が高いほどむし歯が多いことになる。DMFは『むし歯を治療していない歯 (Decayed teeth)』、『むし歯で抜いてしまった歯 (Missing teeth because of caries)』、『むし歯を治した歯 (Filled teeth)』の略

主な取組

- ① 保健教育の推進
 - 保健学習・保健指導をより一層充実するため、保健主事研修会、養護教員研修会を活性化します。
 - 養護教員などの専門性を生かした保健教育を推進します。
- ② 保健管理の推進
 - 日常の健康観察、定期健康診断を適正に実施し、疾病の早期発見治療に

より、健康の保持・増進を図ります。

- 学校・家庭・関係機関との連携により、学校感染症の予防及び発生時の危機管理体制の整備を図ります。
- 学校環境衛生の保持・改善を図るため、学校薬剤師による定期環境検査を実施します。

③ 学校保健組織活動の推進

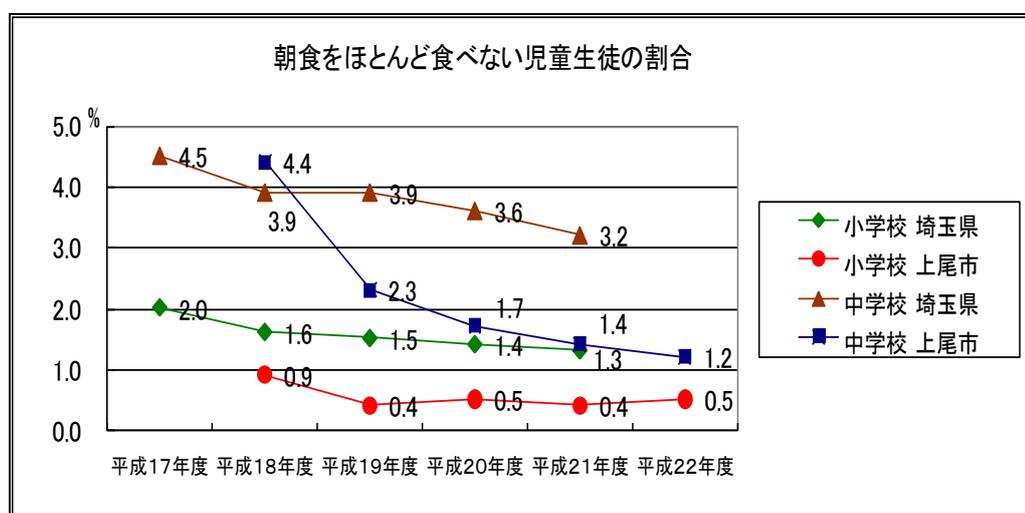
- 家庭や地域の関係機関との連携を図るため、学校保健委員会を通して、児童生徒の健康課題解決のための校内協力体制を強化します。



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成
 施策6 食育の推進・学校給食の充実

現状（課題）

- ◆ 偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化している中、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせ、生涯にわたって心身の健康を保持・増進することができる児童生徒を育てるため、学校における食に関する指導の充実が求められています。
- ◆ 学校における食育推進の生きた教材として、学校給食の意義が見直されています。学校給食が、成長期にある児童生徒の健康の保持・増進と体位向上を助け、また、家庭における望ましい食生活のモデルとなることが期待されています。
- ◆ 学校給食衛生管理基準に基づいた、安全で安心な学校給食の実施が求められています。調理従事者への衛生管理指導の徹底、学校給食施設の整備と適正な管理が必要です。



主な取組

① 食に関する指導の充実

- 栽培体験、親子料理教室、高齢者を招いた招待給食など、各学校の特色を生かし、家庭・地域と連携した食に関する指導の取組の工夫・改善を図ります。
- 教育活動全体を通して全教職員で取り組む校内協力体制を整備するとともに、栄養教諭などの専門性を生かした指導の充実を図ります。

- 学校ファームなどでの農業体験活動により、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深める取組を推進します。

② 学校給食の充実

- 郷土食や伝統料理などの伝統的な食文化を継承し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指し、引き続き献立の工夫・改善を図ります。
- 食育の生きた教材となる学校給食の充実のため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を図るとともに、安心・安全な給食を提供します。

③ 学校給食の衛生管理の徹底

- 衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正管理を行います。
- 給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給食関係職員を対象とした研修の充実を図ります。



ランチルームでの給食（瓦葺小学校）



給食の献立例（和食）



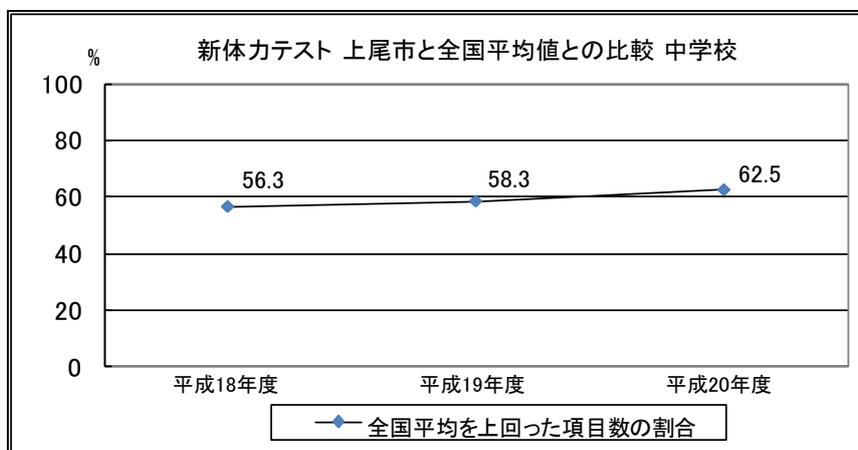
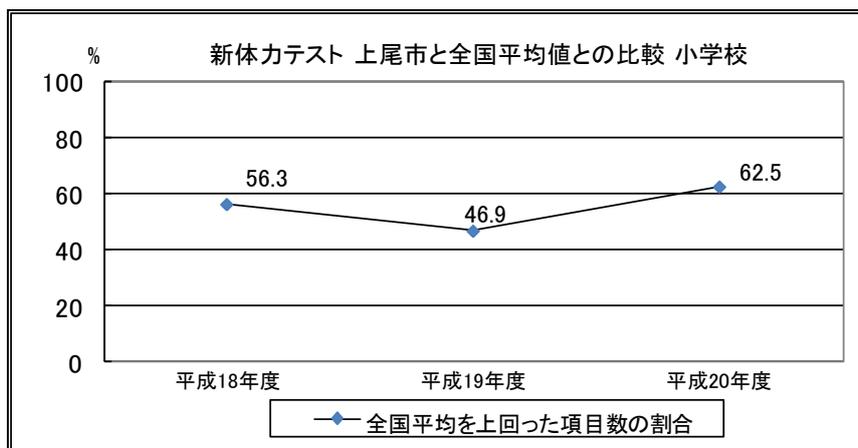
給食の献立例（洋食）

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策7 児童生徒の体力向上

現状（課題）

- ◆ 市では、県の「教育に関する3つの達成目標」による体力の向上に向けた取組を推進しています。児童生徒の体力低下傾向が続く中で、児童生徒の体力の向上を目指して、啓発活動や体力向上の取組を推進することが求められています。平成20年度新体力テストでは、市平均が全国平均を上回る項目数の割合が小・中学校ともに62.5%でしたが、これを80%以上にすることを目指します。
- ◆ 学習指導要領の趣旨を踏まえ、体育的活動を教育活動全体の計画に位置付け全教職員の共通理解のもとで積極的に行うことが求められています。
- ◆ 部活動においては、少子化や教員数の減少などによる廃部や部員数の減少のため、十分な活動ができなくなることが心配されています。
今後の部活動の在り方を検討するとともに、技術指導を行う指導員の確保が必要となっています。



主な取組

① 体力向上の推進

- 上尾市小・中学校児童生徒体力向上推進委員会を設置し、市内小・中学校児童生徒の体力を集計・分析し、各学校において、体力向上を推進します。
- 体力向上推進校や各研究協議会の研究成果など、体力向上のための情報収集や研究を行います。

② 体育的行事・部活動の充実

- 各学校において、地域や学校の実態を十分考慮して活動時間や活動内容などを工夫し、体育的行事や部活動の充実を図ります。
- 施設や設備を計画的に整備し、有効かつ適切な活用に努めます。

③ 体育・部活動支援の充実

- 教員数の減少や教員の高齢化に対応するため、地域と連携しながら、外部指導者を活用し、部活動における技術的な指導の充実を図ります。
- 市内で行われる全国大会の円滑な運営のための支援を行います。
- 関東大会や全国大会に出場する選手の派遣を支援します。



基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

子どもたちの教育環境を整備・充実するとともに、教職員の資質向上を図り、質の高い学校教育を推進します。

また、子どもたちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

施策 1 教職員の資質・能力の向上

施策 2 学校経営の改善・充実

施策 3 学校施設・設備の整備・充実

施策 4 学校のICT化の推進

施策 5 学校安全の推進

施策 6 就学支援の充実



基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

施策 1 教職員の資質・能力の向上

現状（課題）

- ◆ 教職員の事故、不祥事が後を絶たない状況の中で、地域・保護者・児童生徒から信頼される教職員の育成が求められています。
- ◆ 社会状況や児童生徒の変化に迅速かつ適切に対応するためには、教職員は、これまで以上に必要かつ高度な専門的知識・技能などを修得し、資質・能力の向上を図ることが必要とされています。
- ◆ 様々な教育課題の解決には、教職員個々の資質・能力の向上が不可欠です。人事評価制度により教職員の力量を高め、個々の能力の伸長を図ることが必要です。
- ◆ 質の高い学校教育を推進するためには、常に研究・実践を重ね、指導方法の工夫・改善を図り、教員の授業力と学校の教育力を高めることが必要です。
- ◆ 学校の円滑な運営のため、教職員の心身の健康の保持・増進が重要です。

主な取組

- ① 教職員の事故防止の徹底とサービスの厳正
 - 各学校における倫理確立委員会を活性化し、実効ある取組を推進します。
 - 教職員の事故防止や不祥事根絶に向け、教職員のサービスの厳正を図ります。
- ② 教職員のライフステージに応じた研修の充実
 - 初任者研修、3年経験者研修、新任管理職研修など、教職員の職責遂行に関わる職能に応じた研修を県や外部機関と連携しながら充実を図ります。
- ③ 効果的な人事評価の推進
 - 目標管理による教職員の資質・能力の向上を図ります。
 - 評価者の資質を向上させ、教職員一人一人の能力開発を促し、学校全体の活性化を図ります。
- ④ 指導法研究の充実
 - 教職員に対する各種研修会の充実を図るとともに、各学校の研究実践や指導方法の工夫・改善を支援します。
- ⑤ 教職員の健康管理・メンタルヘルスの推進
 - 教職員の定期健康診断及び健康管理医による健康指導などにより、教職員の健康の保持・増進を図ります。
 - 教職員の健康不安に対し、医師による面接指導体制を整備します。
 - 教職員のメンタルヘルスの保持・増進などを目的とした研修の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

施策2 学校経営の改善・充実

現状（課題）

- ◆ 学校には自らの活動を評価し、その改善と発展を目指すことが求められています。学校の教育活動や学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果に基づいた改善と公表を行うことが必要です。
- ◆ 義務教育の公平性を確保する上で、学校の適正規模を進めることが求められています。適切な教育環境を整え、地域の実態に応じた学校規模の適正化が必要です。
- ◆ 学校教育法・学習指導要領などの法令に基づいて適正な教育課程を編成し、実践するとともに、学力向上・教育活動の充実を図ることが求められています。
- ◆ 保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させ、「地域に開かれた学校づくり」を行うことが求められています。
- ◆ 生きる力をはぐくみ、心豊かでたくましい児童生徒の育成を目指し、生きがいのある学校生活を送ることができるよう、校長を中心として全教職員の創意を生かし、保護者や地域と連携した活動を促進するとともに、特色ある学校づくりが求められています。

主な取組

- ① 学校評価の実施・公表
 - 自己評価、学校関係者評価の実施と公表を行い、開かれた学校づくりを推進します。
 - 学校の現状と課題を把握し、特色ある学校づくりの推進に努めます。
- ② 地域の実態と学校規模に応じた教育活動の推進
 - 長期的な児童生徒数の推移や、各地域の実態を把握し、それらに応じて適切に学校規模を整え、地域の特性を生かした教育活動を展開します。
 - それぞれの学校が地域参加型の学習や異学年交流などの充実を図ります。
- ③ 適切な教育課程の編成・実施・評価
 - 新たな学習指導要領に基づき、適正な教育課程の編成・実施、教員の指導力の向上及び授業の充実を図るため、必要な資料の配付、研修などを行います。
- ④ 学校評議員制度の活用
 - 学校評議員の意識の高揚と制度の活用を図り、開かれた学校づくりに努めます。

⑤ 特色ある学校づくりの推進

- 教育目標の実現に向けて、経営方針や教育指導の重点・努力事項を明確にし、特色ある学校づくりのための体制を確立します。
- 地域の実態を生かし、家庭や地域、関係機関、地域内の他の学校や幼稚園と協力・連携を図り、地域に根差した信頼される特色ある学校づくりに努めます。



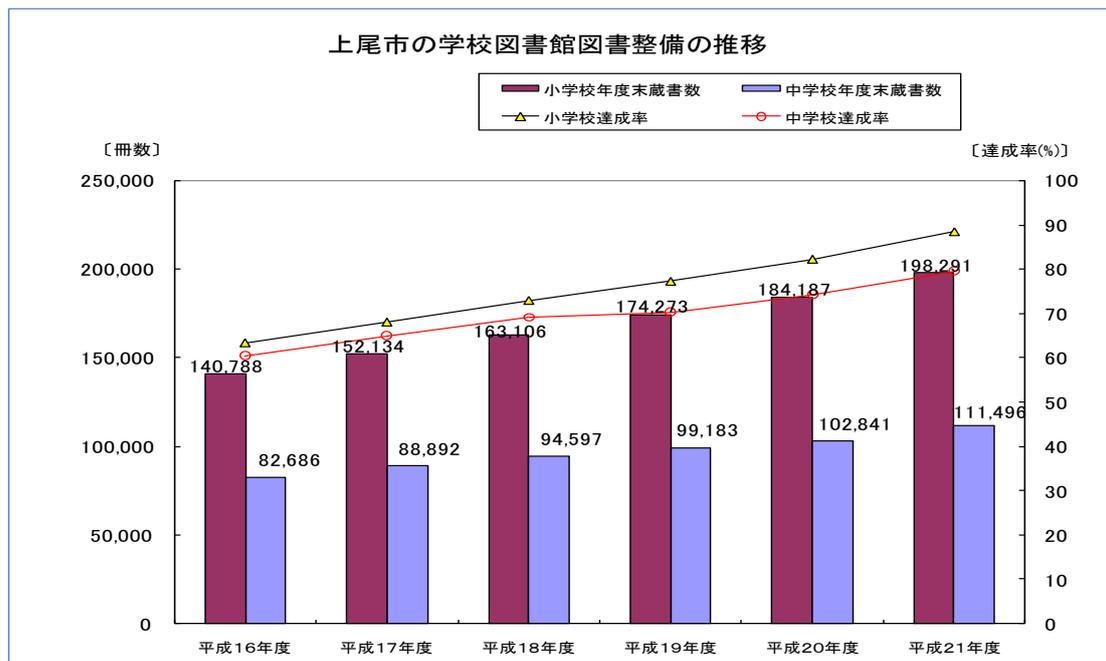
教育委員による教育研究会・意見交換会の様子

基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

施策3 学校施設・設備の整備・充実

現状（課題）

- ◆ 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、また災害時には地域住民の避難場所となることから早急なる耐震化が求められています。
平成22年度における耐震化率は64.7%であり、残る施設についても改築を含め計画的に耐震化を図っていく必要があります。
- ◆ 学校におけるトイレは3K（暗い・汚い・怖い）と言われ、児童生徒がトイレに行けず体調を崩すなど社会問題にまで発展したことがあります。
また、近年、夏の猛暑などにより、授業に集中できない、あるいは体調不良を訴える児童生徒も多くなっています。
児童生徒が教育を受けるための快適な学校環境の整備が求められています。
- ◆ 校舎の耐震化により骨格としての改修は計画的に実施していますが、今後は建物維持のための改修などを計画的に実施していく必要があります。
- ◆ 学校図書館図書については、国が定めた「学校図書館図書標準」の達成に向けて整備を進めており、整備率は平成21年度末で小学校88.5%、中学校79.6%となっていますが、さらなる充実が求められています。
- ◆ 教育教材整備については、学習指導要領の改訂に伴って平成21年度から必要な教材の補填・拡充に努めているところであり、今後も整備・充実に取り組む必要があります。



主な取組

① 校舎耐震化の推進

- 学校施設については、校舎の耐震化を最優先課題と位置付け、上尾市立小・中学校耐震化推進計画に基づき、校舎の改築を含め平成27年度までに耐震化を完了させます。

② 快適な学校環境の整備

- 校舎の耐震化工事と併行してトイレの全面改修を行います。
- 教室にエアコンを設置し、快適な学習環境の整備に努めます。

③ 老朽校舎の大規模改修と維持・保全

- 校舎の維持・保全のため、屋上防水工事など各種改修工事を同時に行なう大規模改造工事を実施します。

④ 学校図書館図書・教材の整備・充実

- 児童生徒の自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、豊かな感性や情操をはぐくむ読書活動を展開する役割を担う学校図書館の整備を推進します。
- 新しい学習指導要領の本格実施に伴い、授業などで使用する教育教材のさらなる整備・充実を図ります。



校舎耐震補強



改修後のトイレ



本の配置を工夫した学校図書館

基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

施策4 学校のICT化の推進

現状（課題）

- ◆ 平成21年度には、教職員1人に1台のパソコン整備が完了し、校内LANを活用した情報の共有化を図るなど、校務の効率化の一步を踏み出すことができました。
今後、大型テレビの電子黒板化や普通教室への校内LAN整備、普通教室で使用できるパソコン整備など、効果的な授業の実現に向けた整備を推進していくことが重要です。
- ◆ 児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、教職員のICT活用能力や指導力を向上させることが必要です。

主な取組

① ICT環境の整備

- 効率的な学校運営を確立するため、パソコン、校内LAN、電子黒板などの情報通信技術を活用した機器の整備を推進します。
- 児童生徒にとって、わかりやすく効果的な授業を実現し、学力向上を図るとともに、情報活用能力をはぐくみます。
- 学校における教育の情報化、授業などにおけるICTの活用、情報モラル教育等を推進するため、上尾市学校ICT推進運営委員会、上尾市学校ICT推進プロジェクト委員会を中心とした組織的な取組を行います。
- 情報教育をきめ細かに推進するために、各学校に情報教育支援員を派遣し、ICTを活用した授業の質的向上を図るとともに、教職員のスキルアップを支援します。
- 優れた授業の実践事例を収集・データベース化し、それを活用することで指導力の向上を図ります。

② 教職員のICT研修の充実

- 「ICT活用研修会」を実施し、教職員のICT活用能力及び指導力の向上を図ります。
- 学校運営改善の視点に立ち、資料等のペーパーレス化を推進します。

基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

施策5 学校安全の推進

現状（課題）

- ◆ 日常生活で起こる事故の防止、子どもをねらった犯罪被害の防止が喫緊の課題となっています。子どもたちの安全を守る取組を一層充実させるとともに、児童生徒一人一人に事故の発生原因と安全確保の方法について正しく理解させ、安全に行動できる自己防衛能力の育成が必要です。
- ◆ 児童生徒の交通事故は、飛び出しや安全確認不足を原因とするものが多く、自動車が相手方であるものがほとんどです。児童生徒の生命と安全を守るため、交通安全教育の推進が求められています。
- ◆ 地震・火災などの災害に際し、適切な行動を取ることができる児童生徒の育成が求められています。
- ◆ 児童生徒の登下校時の安全確保、事故の要因となる学校環境の改善、万一事故が発生した場合の適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立が重要です。
また、児童生徒の安全確保のために、家庭や地域との情報の共有が求められています。

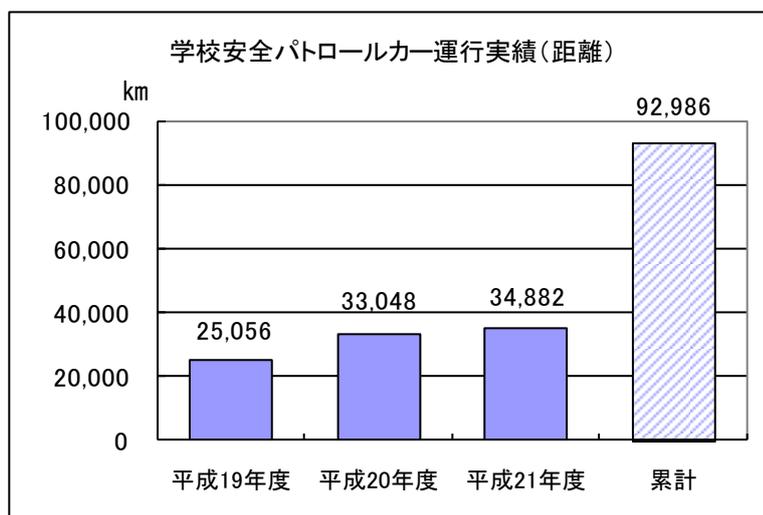
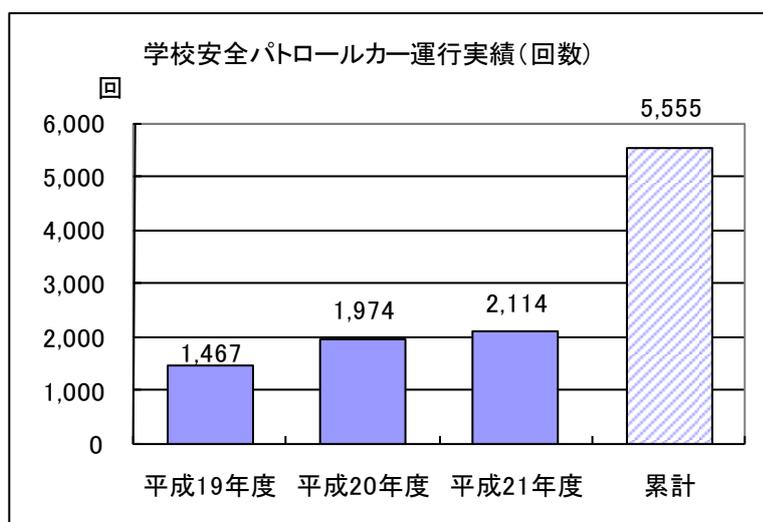
主な取組

- ① 生活安全・防犯教育の推進
 - 学校生活、学習時、学校行事、登下校において、安全に行動するための適切な意思決定や行動選択ができる児童生徒を育てます。
 - P T Aと連携して、通学路安全マップの活用を図ります。
- ② 交通安全教育の推進
 - 道徳教育や学級活動などを通して、発達段階に応じた系統性のある指導を徹底することにより、危険予測能力や危険回避能力の向上を図り、安全行動を実践できる児童生徒を育成します。
- ③ 防災教育の推進
 - 災害に際し、適切な行動を取ることができる児童生徒の育成を目指し、学校安全計画に基づく計画的な防災教育を推進します。
- ④ 学校安全管理の徹底
 - 登下校の安全確保のため、小学校入学時に防犯ブザーを貸与するとともに、学校に防犯用具を配備します。
 - 児童生徒の救急救命のため、自動体外式除細動器（A E D）を幼・小・中学校に配備するとともに、教職員対象の心肺蘇生法講習会を実施します。

- 市内すべての小・中学校に学校メール配信システムを導入し、児童生徒に関係する緊急情報などを家庭や地域などに速やかに提供し、学校・家庭・地域が一体となり、児童生徒の安全確保に努めます。

⑤ 学校安全パトロールカー事業の推進

- 登下校時の防犯・交通事故防止を目的として、青色回転灯を装備したパトロールカーを各中学校区に配備し、PTAや地域と連携して、地域の実情に応じた効果的な巡回パトロールを実施します。



基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進
施策6 就学支援の充実

現状（課題）

- ◆ 経済状況が厳しい中であって、高等学校や大学などへの進学の意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な人に対する支援がますます求められています。
- ◆ 義務教育就学児童生徒を持つ家庭における、就学援助を必要とする割合は年々増加しています。経済的理由により就学困難な家庭に対し必要な援助をすることは、義務教育の円滑な実施を図るためにも必要です。

主な取組

① 進学に対する支援

- 経済的な理由により高等学校や大学などへの進学が困難な人の保護者に対して、入学準備金の貸付による支援を行います。
- 経済的な理由により高等学校や大学などの就学が困難な人に対して、奨学金の貸付による支援を行います。

② 就学に対する援助

- 経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動・修学旅行費、学校給食費、医療費など学校生活に必要な費用の援助を行います。

基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校応援団など、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

施策1 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進

施策2 家庭教育の充実



基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

施策 1 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進

現状（課題）

- ◆ 現在、市内すべての小・中学校において学校応援団が組織され、各学校の実態に応じた活動が行われています。
子どもたちを取り巻く状況が変化し、様々な課題を抱える中、今後ますます学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てることが重要となるため、学校応援団活動の充実が求められています。
- ◆ 市内すべての小・中学校ではPTAが組織され、学校・家庭が一体となって子どもたちの教育活動を支援しています。
今後もPTA活動を通して、社会教育・家庭教育と学校教育が連携を深め、子どもたちの健全育成を図る必要があります。
- ◆ 子どもたちが抱える問題を解決するためには、学校・家庭・地域の連携はもちろん、専門的な見地からの支援や助言が求められており、関係諸機関との連携が必要となっています。
また、家庭・地域の教育力の低下が指摘される中、学校・家庭・地域・NPO・企業などが力を合わせて教育に取り組む必要があります。
- ◆ 公民館では、市民の生涯学習活動の発表の場である公民館まつりで、学校の部活動の成果の発表が行われています。
今後も学校と地域をつなぐ役割としての公民館活動が必要です。

主な取組

- ① 学校応援団活動の充実
 - 学習支援、環境整備、安心・安全の確保などの学校応援団の活動を支援し、学校応援団活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図ります。
 - 学校応援団の活動を周知するとともに、学校応援団相互の連携を図ります。
- ② PTA活動の活性化の推進
 - PTA活動の活性化を推進するため、上尾市PTA連合会に対する支援を行います。
- ③ 学校・家庭・地域・関係機関の連携推進
 - 地域における青少年健全育成活動の促進や学習支援、部活動の指導、大学との連携や就学支援委員会への助言など、様々な連携を推進します。
 - 学校と地域との円滑な連携を図るためのサポート役として、地域の拠点施設としての公民館の活動を充実させます。

基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

施策 2 家庭教育の充実

現状（課題）

- ◆ 家庭教育において、保護者は子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自主性を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう努めなければなりません。このため、保護者の自主性を尊重しながら、支援のために必要な施策を講じる必要があります。
- ◆ 家庭教育に関する知識だけでなく、実際に子どもたちを指導する親の教育力の向上が必要です。

主な取組

① 家庭教育推進活動の実施

- 家庭教育を支援するため、上尾市PTA連合会や幼稚園の保護者会などの協力により、家庭教育に関する学習の機会を提供します。
- 家庭教育の重要性を認識するための啓発活動を行います。

② 親の学習の推進

- 保護者である親が自ら学び、親として育ち、力を付けるための「親の学習プログラム」の活用を図ります。
- 保護者の家庭教育を行う力を向上させるため、PTAなどを通じて、保護者間での情報交換の促進を図ります。

基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート

自己啓発や生活の充実のための学びの環境を整え、生涯にわたる自己実現をサポートします。

施策1 生涯学習体制の充実

施策2 生涯学習施設の整備

施策3 生涯学習機会の提供

施策4 人権教育の推進

施策5 図書館運営の充実



基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート

施策 1 生涯学習体制の充実

現状（課題）

- ◆ 平成23年度から運用を開始する第3次上尾市生涯学習振興基本計画について、効果的な推進を図るため、進行管理を行う必要があります。
- ◆ 生涯学習の振興や社会教育のため、市民の多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供などを行う必要があります。
- ◆ 市民が生涯学習や社会教育活動を行うためには、指導者との出会いや学ぶ仲間づくりが重要です。こうした人と人をつなぎ合わせる仕組みづくりなどの支援が必要です。
- ◆ 社会教育活動を行う市民団体に対する支援や協力体制の充実が必要です。

主な取組

- ① 生涯学習振興基本計画の推進
 - 生涯学習振興基本計画の効果的な推進を図るため、実施事業の評価と検証を行います。
- ② 生涯学習・社会教育情報の収集・提供
 - 生涯学習や社会教育に関する情報や、活動しているグループの情報を収集し、市民に提供します。
- ③ 学習グループの支援
 - 生涯学習や社会教育活動を行うグループの支援を図るため、まなびすと指導者バンクやあげお市政出前講座などを活用して学習指導者情報の提供を行います。
 - 学習グループの設立や学習成果の発表の場の提供などの支援活動を行います。
- ④ 社会教育団体活動の支援
 - ボーイスカウトやガールスカウトなどの社会教育団体の活動を支援します。

基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート
施策2 生涯学習施設の整備

現状（課題）

- ◆ 市内には、上尾、上平、平方、原市、大石及び大谷の6つの公民館が設置され、地域の生涯学習の拠点施設として活用されています。今後も公民館の活用を進めるとともに、建設後20年以上経過した公民館も多いことから、計画的な修繕などが必要です。
- ◆ 公民館など生涯学習施設の利用が進み、利用できる施設が不足がちになっています。学校施設を有効活用するためにも、学校活動に支障のない範囲で、特別教室などの開放を進める必要があります。

主な取組

- ① 公民館の整備と管理運営
 - 公民館を生涯学習や社会教育の事業や情報提供などの学習活動支援を行う拠点施設として活用し、施設整備や適切な管理運営を進めます。
- ② 学校施設開放事業の充実
 - 生涯学習や社会教育の場を確保し、生涯学習の推進に寄与するため、平方東小学校、芝川小学校及び富士見小学校の特別教室を市民に開放します。



基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート
施策3 生涯学習機会の提供

現状（課題）

- ◆ 公民館は、生涯学習の中心的な教育機関であり、公民館事業として生涯学習・社会教育に関する事業を実施し、市民に対して生涯学習の機会を提供しています。公民館事業については、生涯学習や社会教育の様々な分野を体系的に企画していく必要があります。
- ◆ 生涯学習に対する市民のニーズは、高度化・多様化しており、これに対応した施策が求められています。
また、市民が生涯学習活動の中で学んだ知識や技術を個人だけのものにするのではなく、学んだ成果を生かす施策も必要です。

主な取組

- ① 公民館活動の充実
 - 生涯学習や社会教育事業を実施する中心的な場として、市民ニーズや必要な施策に対応した事業を推進します。
- ② 多様な学習機会の提供
 - 公民館事業のほか、大学、高等学校、各種団体と連携した生涯学習・社会教育事業を推進します。
 - 市民が学んだ成果を生かすための生涯学習推進事業を進めます。
 - 新成人が社会人の自覚を高めることを目的に、成人式を実施します。



基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート

施策4 人権教育の推進

現状（課題）

- ◆ 人権教育・啓発については、総合的な施策を積極的に推進していますが、現在も様々な人権問題が生じています。今後も、上尾市人権教育推進プランに基づき、多様化・複雑化する人権課題について、教育・啓発に努めていく必要があります。
- ◆ 人権問題の解消に向けて組織的教育活動を実施していく必要があり、拠点施設としての人権教育集会所の活用が求められています。

主な取組

① 人権教育・啓発活動の推進

- 人権教育推進協議会を運営し人権教育の推進を図ります。
- 人権標語・作文コンクールなどを実施することにより、市民の人権意識の高揚を図ります。

② 人権教育集会所活動の推進

- 人権教育推進のため、人権教育集会所の事業の充実を図ります。

③ 人権教育集会所の整備と管理運営

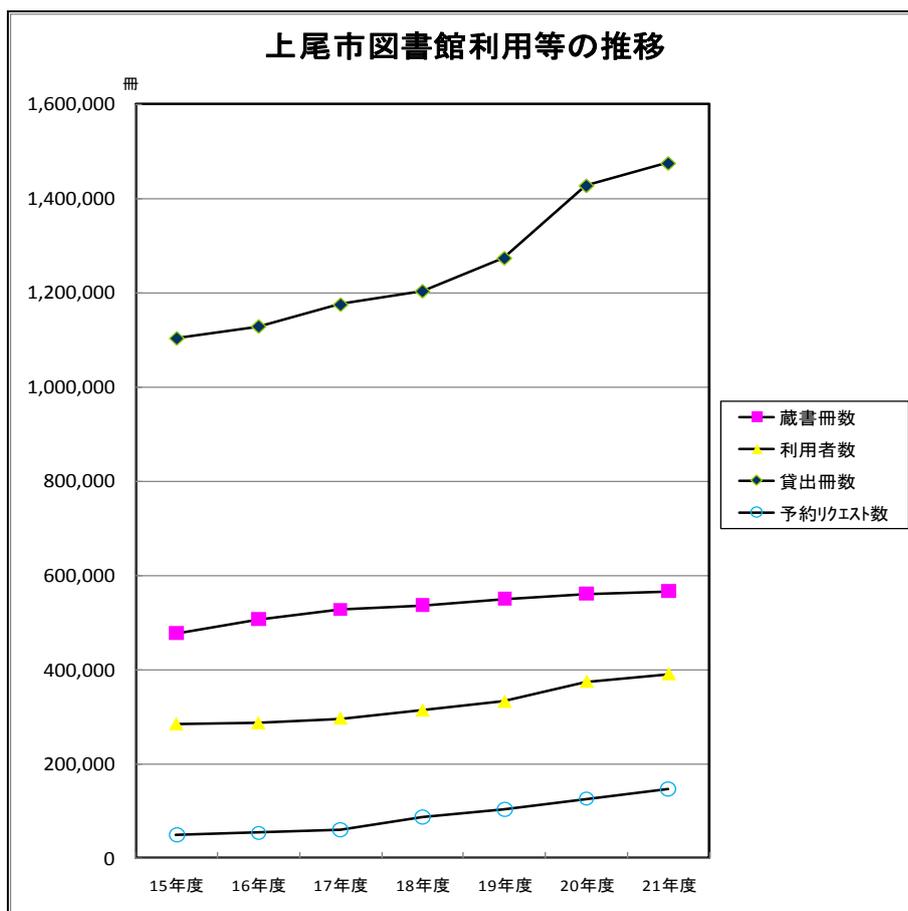
- 人権教育推進の拠点施設として活用するため、施設整備や適切な管理運営を進めます。

基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート
 施策5 図書館運営の充実

現状（課題）

- ◆ 図書館資料に対する市民ニーズは、今後も多様化・高度化することが予測されます。一人一人の知る権利を保障するために、さらなる図書館資料の整備・充実が求められています。
- ◆ 図書館利用者が増加傾向にある中、本館と8つの分館・公民館図書室とのネットワークを強化し利便性の向上を図るとともに、近隣市町との広域利用についても拡充が進んでいます。

今後も、乳児から高齢者までのあらゆる世代の人々、また図書館利用に支障のある人などにとっても、親しみやすく利用しやすい、様々な情報を提供できる知の拠点施設としての図書館の整備・充実が必要です。



主な取組

① 図書館資料の整備・充実

- 基本的図書資料からデジタル資料、地域資料を収集・整備し、市民の知る権利を保障します。
- 大学などの機関と連携し、情報源の拡大に努めます。

② 図書館サービスの充実

- 赤ちゃんと保護者がゆっくりとしたふれあいの時間を持つために、ブックスタート事業を行います。
- 様々な世代の人々がゆったりと図書館で過ごせる環境づくりを目指します。
- 活字をそのままでは読めない人に対して朗読機材などの提供サービスを行うとともに、外出が困難な人に対しては、宅配サービスを行います。
- 市民とともに歩む図書館を目指し、市民ボランティアを積極的に受け入れ、自主的活動を支援します。

③ 図書館施設の整備・充実

- 市民のニーズに対応したサービスポイントのさらなる充実を図るため、配本所や新たなブックポストの設置を検討します。
- 各館の整備・改修を行うとともに、図書館サービス網の中核施設として、新中央図書館建設に向けた検討を進めます。



図書館本館



図書館本館の館内



ブックスタートの絵本とバッグ

基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護

多様な文化芸術活動を支援するとともに、貴重な文化財の保存・活用に取り組めます。

施策1 文化芸術活動の推進

施策2 文化財の保護



基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護

施策 1 文化芸術活動の推進

現状（課題）

- ◆ 心豊かなまちづくりを図るため、文化芸術の振興が必要です。このため、文化団体連合会など文化芸術活動を行っている団体などに対する支援が求められています。
また、新しい文化芸術の創造支援が必要とされています。
- ◆ 市民に美術作品などの展示や鑑賞の場を提供するため、市民ギャラリーを運営していますが、今後もこのような場を充実していくことが求められています。

主な取組

① 文化芸術活動の支援

- 文化芸術団体に対する支援や文化芸術振興基金の活用などを通して、市民が行う文化芸術活動の振興を図ります。
- 市美術展覧会や市民音楽祭など、市民の文化芸術の発表や鑑賞の場の提供に努めます。

② 新しい文化芸術を創造する活動の支援

- 文化芸術振興基本法に基づき、地域の特性に応じた今後の文化芸術の振興について、必要な支援の方策を検討します。

③ 市民ギャラリーの運営・充実

- 市民に美術作品などの展示や鑑賞の場を提供するため、市民ギャラリーを運営し、施設の整備・充実を図ります。



上尾市民音楽祭邦楽祭



上尾市民ギャラリー

基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護

施策2 文化財の保護

現状（課題）

- ◆ 文化財は地域の歴史・文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化向上・発展の基礎になるものです。文化財保護法、県や市の文化財保護条例に基づき、文化財の保護を進めていく必要があります。
- ◆ 埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、周知の埋蔵文化財包蔵地の保護をしていかなければなりません。このため、必要に応じて行われる発掘調査を実施できる体制の維持・充実が必要です。
- ◆ 無形民俗文化財については、保持団体（保存会）の構成員によって継承が行われていることから、この保持団体に対する支援が必要です。
また、形が無い文化財であるため、映像での記録が求められています。
- ◆ 文化財保護法の目的は、文化財の保存と活用を図り、国民の文化的向上や世界文化の進歩に貢献することです。この趣旨に基づき、文化財の情報提供や公開を進めていく必要があります。
- ◆ 上尾市史刊行事業で収集した歴史資料を保存してきましたが、刊行事業終了後も資料を継続的に収集していくことが必要であるとともに、収集された資料の整理も進めていくことが大切です。
一方で、歴史的価値のある公文書の収集も必要です。

主な取組

- ① 文化財の指定・登録と保存・管理
 - 保護の対象となる文化財の調査を行い、指定・登録をさらに進め、保存・継承のために必要な事業を実施します。
- ② 埋蔵文化財の保護
 - 埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事などの際に、試掘調査や指導、必要に応じて記録・保存のための発掘調査を行います。
- ③ 無形民俗文化財の継承支援
 - 無形民俗文化財の継承のために、保持団体に対する支援を行うとともに、映像や文書による記録・保存を行います。
また、現地公開のための支援を行います。
- ④ 文化財の保存・活用
 - 文化財保護の意識啓発のため、文化財を活用した事業を実施します。また、市民の学習活動や学校教育活動の中で、文化財の活用を図ります。

- 文化財の整理・保存・活用を図るため必要な施設の整備について検討を進めます。

⑤ 歴史資料の収集・整理と保存・活用

- 市の歴史に関する資料を収集し、保存を図ります。
- 歴史資料の活用のため、収集した資料の整理や目録の整備を行います。
- 保存年限を経過した行政文書のうち、歴史的価値のある公文書の収集を行います。

県指定文化財（４件）



徳星寺の大カヤ(県指定)



永楽通宝紋鞍付 鐙一双



馬蹄時のモクコク



殿山遺跡出土旧石器

市指定文化財（７６件）



平方のどろいんきょ



藤波のささら獅子舞

基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたり心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むため、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供に取り組めます。

施策 1 スポーツ振興計画の策定

施策 2 スポーツ施設の整備・充実

施策 3 スポーツ・レクリエーション事業の充実

施策 4 スポーツ指導者の育成

施策 5 スポーツ・レクリエーション活動の支援



基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

施策 1 スポーツ振興計画の策定

現状（課題）

◆ スポーツ振興法第4条第1項において、「文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。」と規定され、国においては平成12年に「スポーツ振興基本計画」を策定しました。

また、同条第3項においては、「都道府県及び市町村の教育委員会は、（中略）その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。」と規定され、市町村における「スポーツ振興基本計画」の位置付けが明文化されています。

生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を支える施策としてこれまで取り組んできたスポーツ振興事業について、上尾市スポーツ振興計画を定め、さらに体系的・計画的に推進する必要があります。

主な取組

① スポーツ振興計画の策定

○ 国の「スポーツ振興計画」及び県の「埼玉県スポーツ振興計画」に基づいた「上尾市スポーツ振興計画」を平成23年度に策定します。



基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

施策2 スポーツ施設の整備・充実

現状（課題）

◆ 本市のスポーツ施設は、市民体育館（アリーナ・卓球室・柔道場・剣道場・弓道場・トレーニング室・会議室並びにテニスコート6面を併設）と市内5公民館に体育室があります。

また、平方スポーツ広場（野球場1面・ソフトボール場2面・多目的広場1面・グラウンドゴルフ場1面）、平方野球場、平塚サッカー場、上尾市民球場（夜間照明付き）があります。その他、市内の小・中学校の校庭・体育館を開放しています。

今後は個々の体力や適性に合ったスポーツ・レクリエーション活動ができるための施設や設備の整備を図るとともに、昭和55年に開館した市民体育館をはじめ、老朽化した施設の改修を進めていく必要があります。

主な取組

① スポーツ施設の整備と管理運営

- 平方スポーツ広場や平方野球場などの施設は、スポーツ・レクリエーションを通して交流できる西側の拠点に位置付け、身近なスポーツ公園施設としての機能の充実を図ります。
- 市民体育館は、防災副拠点として位置付けられていることから耐震化を図るとともに、利用者のニーズに応えられる大規模な施設改修を進めます。
- スポーツ施設の管理運営については、指定管理者制度の活用も含めた管理体制の効率化や計画的な維持管理を図ります。

② 学校体育施設の開放と設備の充実

- 体育館・校庭を合わせ年間延べ38万人以上の利用があり、老朽化した施設や設備の改修を進めます。



市民体育館(外観)



市民体育館(アリーナ)

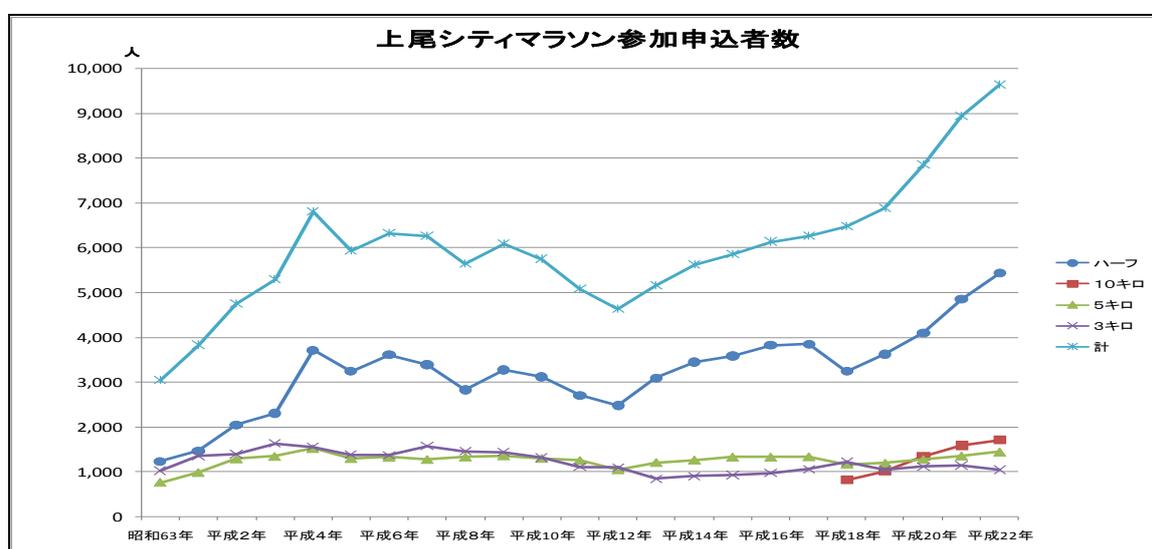
基本目標Ⅶ 健康で活かに満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

施策3 スポーツ・レクリエーション事業の充実

現状（課題）

◆ いつでも、どこでも、誰でもが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、そのきっかけ作りとして様々なスポーツ・レクリエーション教室や、各種大会を開催しています。

引き続き、これら事業を実施するとともに、上尾シティマラソンや市民体育祭、市民駅伝などの各種スポーツ・レクリエーション大会を通じ、スポーツ・レクリエーション愛好者の交流と地域コミュニティの活性化を図る必要があります。



主な取組

① スポーツ・レクリエーション大会の充実

- 上尾シティマラソンや市民体育祭、市民駅伝などのスポーツ・レクリエーション大会は、参加者のニーズを把握し、効率的な運営や参加者の拡大を目指します。
- スポーツ・レクリエーション大会などにおけるボランティアの活用を推進します。

② スポーツ・レクリエーション教室の充実

- 子どもから高齢者までそれぞれの年代に合わせたスポーツプログラムの提供や障害者のスポーツ・レクリエーション活動の参加支援などを進めます。
- 健康で豊かなスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、保健・福祉・医療関係との連携を図ります。

基本目標Ⅶ 健康で活力に満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

施策4 スポーツ指導者の育成

現状（課題）

- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を支える指導者の育成と合わせ、地域に根差した生涯スポーツを推進するため、体育指導委員の活用が必要です。
- ◆ スポーツを見る、するだけでなく、健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動を支えるボランティアとしての市民参加意欲が高まってきており、それらの意欲を生かす機会と場の提供が求められています。

主な取組

① 体育指導委員活動の充実

- 地域スポーツの推進を担う体育指導委員の資質向上やスキルアップを図るため、様々な研修や講習会を実施します。

② スポーツ指導者の育成・活用

- 指導者の養成を図るため、体育指導委員、スポーツ団体、学校、関係団体などと連携し、スポーツ・レクリエーションの普及を進めます。
- 県のスポーツリーダーバンクなどにより、人材の有効活用を図ります。



上尾市民体育祭



体育指導委員研修会



上尾シティマラソン

基本目標Ⅶ 健康で活かに満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進
施策5 スポーツ・レクリエーション活動の支援

現状（課題）

- ◆ 市民の主体的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するためには、上尾市体育協会など自立したスポーツ・レクリエーション団体による積極的な支援が必要です。
- ◆ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進のため、上尾市体育協会に加盟するスポーツ・レクリエーション団体の育成や、これらと連携した様々な事業を展開していく必要があります。

主な取組

- ① スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
 - 上尾市体育協会と連携・協力し、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。
 - 上尾市体育協会主催のスポーツ講演会、レクリエーション大会などを通じ、市民のスポーツ活動の推進を図ります。
- ② 総合型地域スポーツクラブの支援
 - 総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図ります。



第3章 計画の推進

- 1 点検・評価の実施
- 2 社会全体で取り組む教育の推進
- 3 数値目標など



第3章 計画の推進

1 点検・評価の実施

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、計画の定期的な点検と結果のフィードバックが不可欠です。

現在、教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果についての報告書を議会に提出するとともに、公表しています。

こうした取組により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきます。

2 社会全体で取り組む教育の推進

教育のさらなる振興を図るためには、市民一人一人の教育についての意識を高め、学校・家庭・地域・行政が共につながり、支え合い、一体となって推進することが大切です。

そのためには、教育に関する様々な情報を積極的に発信・共有していくことが必要です。

今後は、さらに、企業や大学、関係団体やNPO、国・県などとも協働・連携を強めながら、社会全体で教育の振興を推進するよう努めていきます。

3 数値目標など

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況や成果の具体化を図るために、次に示すとおり、いくつかの指標を設定し、その目標値（平成27年度）を定めま

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

指標名	現況値	目標値	備考
上尾市学力調査 国語・算数（数学）・英語の総合	小 52. 2 中 51. 0	小 53. 2 中 52. 0	市平均値 1 ポイントアップ
小学校担当者と外国語指導助手（ALT）とのチームティーチング実施率	70%	100%	
特別支援教育支援員配置校数	10 校	33 校	

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

指標名	現況値	目標値	備考
「読書が好き・どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小 71.6% 中 73.8%	75.0%	「上尾市立小中学校学力調査上尾市学習状況調査」質問紙より
不登校児童・生徒出現率	小 0.2% 中 1.8%	20%削減	
歯科DMF保有数(小・中学校平均)	0.81	0.7未満	DMF保有数…過去にむし歯になったことがあるかどうかを数値で表したもの
朝食をほとんど食べない子の割合	小 0.5% 中 1.2%	小 0.4%未満 中 0.8%未満	
新体力テスト 全国平均を上回る項目数の割合	小 62.5% 中 62.5%	80.0%以上	現況値平成20年度

基本目標Ⅲ 安心・安全で質の高い学校教育の推進

指標名	現況値	目標値	備考
学校施設の耐震化率	64.7%	100.0%	現況値平成22年12月
学校図書館図書標準達成率	小 88.5% 中 79.6%	100.0%	
普通教室の校内LAN整備率	0.0%	100.0%	
学校安全パトロール回数(1ヶ月1台平均)	17.5回	20回	

基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上

指標名	現況値	目標値	備考
学校支援活動件数	6,075件	6,682件	10%増

基本目標Ⅴ 生涯にわたる豊かな学びのサポート

指標名	現況値	目標値	備考
上尾市政出前講座参加者数	12,229人	13,000人	
学校施設開放利用総数	411件	450件	
公民館事業参加者数	22,134人	23,000人	
人権教育集会所利用総数	2,646件	2,700件	
図書蔵書数	546,112冊	581,880冊	

基本目標Ⅵ 文化芸術の創造と文化財の保護

指標名	現況値	目標値	備考
市民ギャラリー利用率	100.0%	100.0%	
指定登録文化財の数	114件	124件	

基本目標Ⅶ 健康で活かに満ちたスポーツ・レクリエーション活動の推進

指標名	現況値	目標値	備考
学校体育施設（校庭・体育館）利用人数	38万人	40万人	
大会・教室の開催日数	27日	35日	
上尾シティマラソン参加者数	8,951人	10,000人	
体育協会加盟団体人数	19,229人	20,500人	

参考資料

- 用語解説
- 上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程
- 上尾市教育振興懇話会議設置要綱
- 策定経過

用語解説

行	用語	説明	ページ
あ	ICT	Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。	2,5,10,26,51
	あげお市政出前講座	市民の主催する学習会等に市の職員を派遣するシステム。市職員の専門的な知識や技能や市政に関する説明を行い、生涯学習に対する市民の積極的な取組を促進することを目的にしている。	60
	アップー学校パトロール隊	すべての中学校区で組織している学校、保護者、地域の方による非行防止、不審者対策、防犯対策などを目的としたパトロール隊	35
	NPO	Non Profit Organization の略。「非営利組織」との意味で、利益を目的とせず、社会的な使命(ミッション)の現実を目指して活動する組織や団体。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しない。	15,56,78
	親の学習プログラム	埼玉県教育委員会が作成した親の学習のためのプログラム。子育て中の親等を対象として子育てに必要な知識やスキルを学ぶことができる「親が親として育ち、力をつけるための学習」のプログラムは、家庭教育に関する研修や学習活動に幅広く活用されている。	57
か	外国語指導助手(ALT)	ALTはAssisitant Language Teacher の頭文字。中学校や高等学校などで日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。昭和62年度より導入。	26
	外国語活動	新学習指導要領により、小学校第5学年及び第6学年に外国語活動が新設され、平成23年度から全小学校において実施されることとなった。上尾市では、平成21年度より先行実施している。	26
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとしての協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	10,11,16,56
	学校感染症	学校保健安全法施行規則第18条に規定された、学校において予防すべき感染症。(インフルエンザ、麻疹、感染性胃腸炎など)	39,40
	学校適応指導教室	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資する。	37
	学校評価	学校運営の改善と発展を目指し、各学校で教育活動の成果を検証するもの。	10,47
	学校評議員制度	開かれた学校づくりを推進するとともに、学校が説明責任を果たしていくという観点から設けられた制度。評議員は、教育に関する理解及び識見を有する人の中から委嘱され、校長の求めに応じて、学校運営に関して意見を述べる。	47
	学校ファーム	学校を単位に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	42
	キャリア教育	児童生徒に勤労観・職業観を育てるとともに、児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てる教育。	7,28
	教育に関する3つの達成目標	埼玉県において「学力」(=知)、「規律ある態度」(=徳)、「体力」(=体)の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの。	24,32,43

行	用語	説明	ページ
さ	さわやか相談室相談員	児童生徒の悩みやいじめ・不登校に関する相談等を主な業務として、児童生徒・保護者の身近な相談役として市内全中学校に配置している。教職員との連携や学校・家庭・地域との連携を進め、児童生徒や保護者とのカウンセリングを実施しながら、問題解決に努めている。	35,38
	さわやかメール(相談)	相談者の事情により、電話や家庭訪問等による相談や支援ができない場合に電子メールで相談を受けている。	35
	30人程度学級	1学級の児童生徒数については、国の基準は40人(平成23年度は小学校1年生は35人)、県では小学校1・2年生を35人、中学校1年生を38人としている。上尾市では30人程度学級として、小学校1・2年生と中学校1年生について、33人前後で1学級を編制している。	7,25
	支援籍	ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒とない児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対して、より適切な教育的支援を行うため、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。埼玉県独自の学籍。	29
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、地方自治法の改正により平成15年に創設された制度。民間事業者やNPO、地域団体等も、議会の議決を経て、指定管理者に指定できることになった。	73
	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法に定義される用語。埋蔵文化財と呼ばれる石器や土器などの遺物や遺構を包蔵する土地として周知されている土地をいう。市では、周知の埋蔵文化財包蔵地を分地地図や台帳を整備して、情報の提供を行っている。	69
	情報セキュリティ	アンチウィルスソフトでコンピュータを守ったり、情報の持ち出しを制限・管理したりして、個人情報が出漏することを防ぐこと。	5
	情報モラル	情報社会において、正しい情報の処理の仕方や扱い方などについて、身に付けるべき考え方や態度。	5,26,51
	食育	生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる。	41,42
	人権感覚育成プログラム	平成20年に埼玉県教育委員会が作成した「児童・生徒の豊かな人権感覚をはぐくむための『自分』『人』彩発見プログラム」のこと。学校教育編と社会教育編(平成21年)とがある。このプログラムは、「自己尊重の感情」や「生命尊重」、「コミュニケーション能力」等、人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点を設け、児童生徒が発達の段階に即して、その視点に沿った学習が、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの中で計画的、系統的に学習できるように構成されたもの。	36
	人事評価	教職員が設定した目標の達成状況並びに職務遂行の過程で発揮された能力及び執務姿勢を評価すること。	46
	スポーツリーダーバンク	スポーツ活動の普及振興を図る目的で、スポーツ指導者の登録や紹介をする制度。	75
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。	76

行	用語	説明	ページ
た	ティームティーチング	授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力を通して一人一人の児童・生徒を指導する指導方法および形態。学級内における教師間の協力のほか、学級の枠を越えて学習集団を柔軟に編成することもある。	24,26
	道徳教育推進教師	道徳教育を推進していくための体制づくりにおいて、中心となって学校全体を動かす役割を担う教員。	32
	特別支援教育	障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人一人の障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、盲学校、聾学校及び養護学校や小・中学校の特殊学級、あるいは通級の指導において行われる教育。	29,38
	特別支援教育コーディネーター	校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする教員。	29
な	ノーマライゼーション	住み慣れた地域社会において、障害のある人も、ない人も互いに支え合い、生活していくことが本来の望ましい姿であるとする理念。	7,29
は	ファシリテータ(養成講座)	学習活動を準備して提示し、学習を支援する人を「ファシリテーター(促進者)」と言う。人権に関する専門的な知識を児童・生徒に「教え込む」のではなく、児童生徒といわば対等な関係に立って、共に考え、共に学び、児童生徒の学習を盛り上げ、促進し、手助けをする支援者であり、「人権感覚育成プログラム」を指導実践できる指導者のこと。	36
	ブックスタート事業	4か月健診の際に赤ちゃんと保護者に絵本を手渡す事業。絵本を通して、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心触れ合う時間を過ごすきっかけをつくることを目的としている。	65
	ブックポスト	無人の図書館資料返却設備。北上尾駅や市内の各図書館に設置されている。	65
	不登校	「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で、登校しない(できない)ことにより長期欠席すること。	9,16,34,35,37,38
	文化芸術振興基金	文化芸術の振興及び普及を図るための活動支援や文化芸術の振興の目的をもって行う人物の派遣または招へいに関する事業の経費に充てるための基金。平成9年に上尾市文化芸術振興基金条例が施行される。	68
ま	まなびすと指導者バンク	市民の生涯学習活動を支援する講師や指導者を要望に応じて紹介するシステム。生涯学習活動における指導者の活用と生涯学習活動の推進に寄与することを目的とする。	60
ら	LAN	Local Area Network の略。1つの建物の中や同一の敷地内など、比較的狭い限られたエリア内で用いられるコンピュータネットワークのこと。	51

○上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程

平成22年6月1日

教育長訓令第2号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき定める教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。）の策定を円滑かつ計画的に行うため、上尾市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員12人以内をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てるほか、市立の小学校長又は中学校長の職にある者のうちから、教育長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は

会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。
(報告)

第7条 委員長は、教育振興基本計画の案の作成に関し、教育委員会若しくは市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、その進捗の状況を教育委員会又は市長に報告するものとする。

(作業部会の設置)

第8条 委員会に、教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育総務部次長	学校教育部次長	教育総務部総務課長	教育総務部生涯学習課長	教育総務部スポーツ振興センター所長	教育総務部図書館長	学校教育部学務課長	学校教育部指導課長	学校教育部学校保健課長	学校教育部中学校給食共同調理場所長
---------	---------	-----------	-------------	-------------------	-----------	-----------	-----------	-------------	-------------------

■ 作業部会名簿

所属	職名	氏名	所属	職名	氏名
総務課	主幹	保坂 了	指導課	副主幹	太田 光登
生涯学習課	副主幹	関 孝夫	学校保健課	副主幹	伊藤 潔
図書館	主査	関 明美	中学校共同調理場	主幹	石井 亨弘
スポーツ振興センター	主幹	中島 英二郎	大石北小学校	主幹教諭	齋藤 直樹
学務課	主幹	◎市河 利之	大石中学校	主幹教諭	平田 健司
指導課	副主幹	○徳竹 薫	◎リーダー ○サブリーダー		

○上尾市教育振興懇話会議設置要綱

平成 22 年 11 月 30 日
教育長決裁

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき本市の教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。次条において同じ。）を定めるに当たり、広く市民及び学識者の意見を聴くため、上尾市教育振興懇話会議（以下「懇話会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会議は、上尾市教育振興基本計画策定委員会設置規程（平成 22 年上尾市教育委員会教育長訓令第 2 号）第 1 条の規定により設置された上尾市教育振興基本計画策定委員会の作成した教育振興基本計画の案に対し、地域の実情に応じた観点から意見を述べるとともに、必要に応じ教育の振興のための施策に関する提言を行う。

(組織)

第 3 条 懇話会議は、委員 7 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係機関又は関係団体の代表 4 人
- (2) 識見を有する者 1 人
- (3) 市内に在住する児童又は生徒の保護者 2 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 23 年 5 月 31 日までとする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第7条 懇話会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(謝金)

第8条 市は、委員に対し、予算の定めるところにより、懇話会議の会議に出席した日数に応じて謝金を支給する。

(庶務)

第9条 懇話会議の庶務は、教育総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会議の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会議の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年5月31日限り、その効力を失う。

■委員名簿

委員区分	氏名
(1) 関係機関又は関係団体の代表	荒井 智哉子
	新藤 慶一
	中村 卓
	矢島 通夫
(2) 識見を有する者	河原塚 貴美代
(3) 市内に在住する児童又は生徒の保護者	金子 禎伴
	世間瀬 圭子

○策定経過

期日	会議名等	主な内容
平成22年		
2月 9日	第1回準備会議	教育振興基本計画策定について説明
3月18日	第2回準備会議	計画の構成・体系について検討
4月28日	第3回準備会議	施策体系について検討
6月21日	第1回策定委員会	計画策定趣旨及びこれまでの取り組み状況等説明
6月23日	6月定例教育委員会	上尾市教育振興基本計画の策定について(報告)
7月 5日	第1回作業部会	教育の基本的な考え方等検討
7月14日	第2回作業部会	教育の基本的な考え方等検討
7月22日	第2回策定委員会	総論について検討
8月11日	第3回作業部会	基本理念、基本方針、基本目標、施策について検討
8月18日	第3回策定委員会	総論(基本方針・基本目標)について検討
9月14日	第4回作業部会	基本方針、基本目標・施策及び主な取組について検討
9月21日	第4回策定委員会	総論、施策について検討
10月 6日	第5回作業部会	施策及び主な取組について検討
10月14日	第5回策定委員会	総論、施策について検討
11月 2日	第6回作業部会	施策及び主な取組、数値目標等について検討
11月15日	第6回策定委員会	施策、計画の推進についての検討
11月18日	11月定例教育委員会	教育振興基本計画策定の進捗状況について(報告)
12月16日	第7回策定委員会	計画案について検討
12月22日	12月定例教育委員会	教育振興基本計画策定の進捗状況について(資料配布)
平成23年		
1月19日	第1回懇話会議	教育振興基本計画(案)について 第1章ほか
1月21日	教育委員への説明会	教育振興基本計画(案)について
2月 7日	第2回懇話会議	教育振興基本計画(案)について 第2章
2月16日	市民コメント募集	3月15日まで
2月21日	2月定例教育委員会	教育振興基本計画(案)について(資料配布)
2月28日	第3回懇話会議	教育振興基本計画(案)について 第2章、第3章
3月18日	3月定例教育委員会	教育振興基本計画の策定について(協議)
3月24日	第1回臨時教育委員会	教育振興基本計画の策定について(議決)

上尾市教育振興基本計画

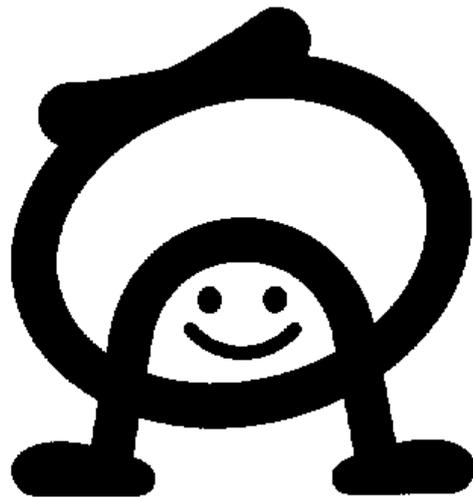
平成23年3月発行

発行 上尾市教育委員会
教育総務部 総務課

電話 048-775-9469

Fax 048-776-2250

あなたにほんきをおくお祭り



上尾市